

婦人少年者

昭和二十八年五月二十日第三種郵便物認可 昭和三十三年十月五日発行 (毎月一回五日発行) 第六巻 第十号 (通巻六十一号)



第12回 働く年少者の保護運動

10 1958

婦人少年協会

働く年少者の 福祉のために

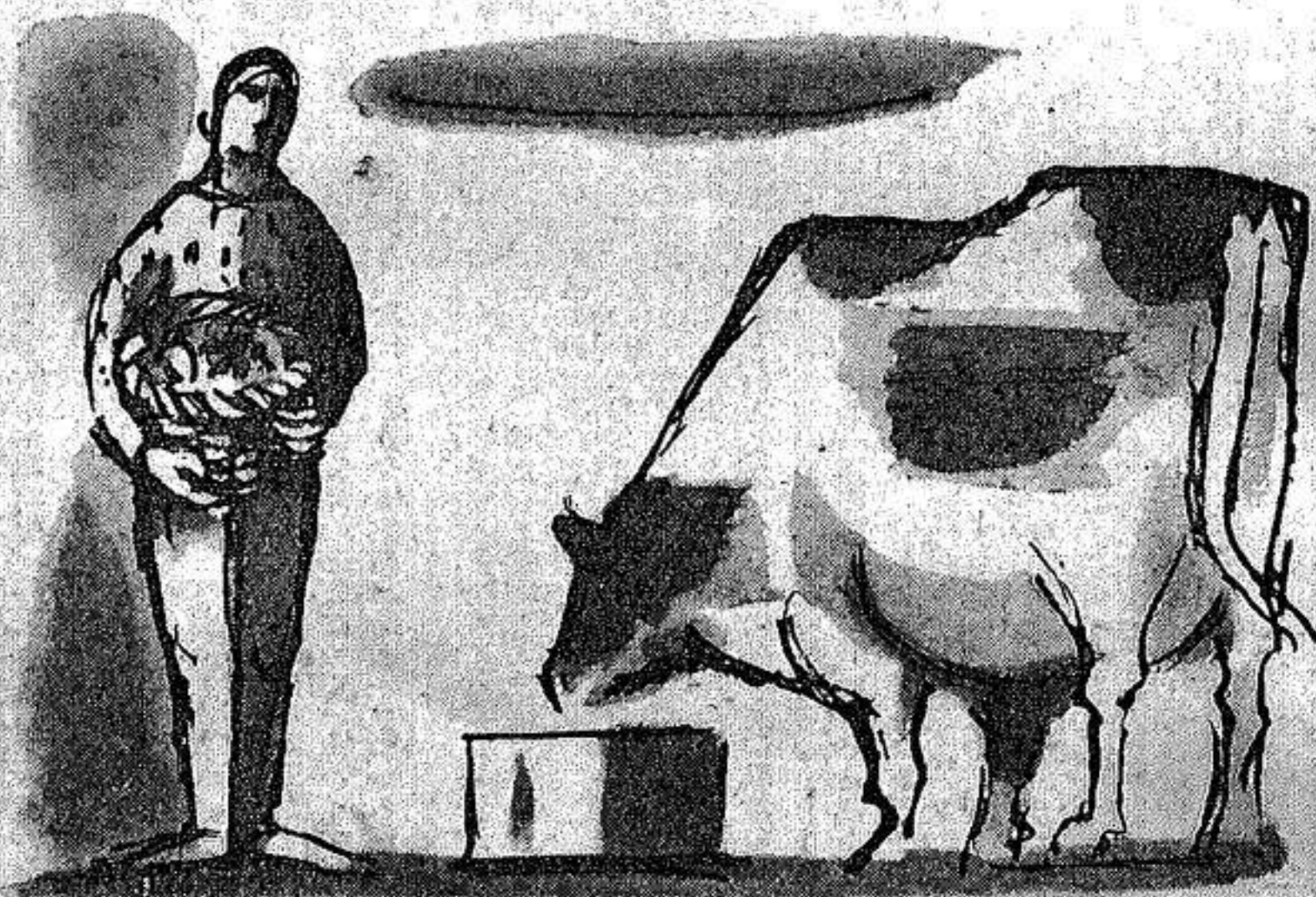
11月18日▶10日



第12回 働く年少者の保護運動

1958

主唱 労働省



婦人と年少者 六巻十号 目次

年少労働者の福祉増進

董野 喬 9

「働く年少者の保護運動」を、迎えて

年少労働課 8

イカ釣漁業に従事する児童労働の実態

年少労働課 6

働く年少者のグループ活動

年少労働課 8

すべり出した福祉増進方策

年少労働課 9

座談会

若い店員さん
職場生活を語る

高橋明美・大沢直
岡南・川島の子
(司会) 須賀 万亀 10

出雲路から—随筆—

黒田 進 14

働く年少者のよいおばさんになりましたよう 16

資料室

働く長欠中学生(近畿地区)

表紙の 17

「年少労働者のための福祉活動」全国状況

表紙の 17

煙火製造事業所の調査について

表紙の 17

資格を要する婦人の職業(その二)

表紙の 17

婦人界の動き(八、九月)

表紙の 17

労組婦人のページ

表紙の 17

女子の就業数と完全失業率

表紙の 17

業者数・平均現金給与額

表紙の 17

働く年少者の福祉のために(ボスター)

表紙の 17

働く年少者の保護運動のつどい(予告)

表紙の 17

婦人少年局ニュース

表紙の 17

表紙……甲斐 仁代 扉・カット

富山 妙子
塚谷 政義



年少労働者の福祉増進について

労働省婦人少年局
年少労働課長

萱野

喬

青少年の健全育成は世論の等しく要望するところであり、政府においても施策の重点として取り上げられているが、なかでも、青少年の五割を占める青少年労働者の健全な育成は、社会時評の的となっている。今日の青少年労働者の問題は、次代の産業労働力の確保という面から重要な使命を担っている。

青少年労働者の大部分は、中学校を卒業すると同時に就業した者達であるが、その中でも親元を遠く離れて都会や工業地帯に住んで就業している十八歳未満の年少労働者の数は三〇万人と推定される。

年少労働者の就業先は、その約七〇%までが中小企業であり、その労働条件は低い。夜十二時過ぎまで働く製菓屋の労働者、寒風の吹きすさぶ冬の朝に笛を吹き歩く豆腐屋の小僧さん、こういう者達の労働によって市民の生活がなり立っているといえよう。幸い労働基準局、職業安定所等の指導と相俟って、近時商店街その他中小企業集団を中心として週休制の施行、集団求人の実施その他の一連の従業員福祉対策がとりあげられ、依然として丁稚、小僧というような身分的従属関係下に支配されていた商店等の中小企業においても、漸次近代的労働慣行が導入されつつあり、この機運の一層の進展が望まれるのである。

年少労働者の福祉を考えるにあたっては、彼等が青年中期という心理的動揺期にあることが配慮されねばならない。彼等の労働生活を大きく左右するのは、必ずしも賃金の多寡によるものでなく、心理的要因の占める比率の高いことは多くの調査が示すところである。職場の人間関係の調整、余暇生活の合理化、保健衛生上の配慮、健全娯楽の推奨等はかかる見地から重要である。特に住込年少者を使用する場合は、彼等の生活が全人格的に事業に拘束される傾向が強いので、これらの対策はより

一層重要な意味をもってくる。

ところで、年少労働者の労働生活に関係のある労働条件、労働環境等の諸条件を改善整備し、健全な労働生活を招来するためには、企業内部における改善と併せて、地域社会との協同が必要である。ここで福祉の本来的意義は別にしても、福祉とは元来複数の語義を有するものである。必然的に共同生活の場としての地域的性格と社会性を具備するものである。地域の青少年の不良化が問題となっている時、自家の子弟のみの防止をもって事足りることはできない。同じようなことは大企業の場合にもいえる。大企業がいかにかデラックス宿舎を設けたとしても、地域ないし社会との調和がなければ、いたずらに懸隔を大きくするのみであって、現にそのようなところから生ずる問題が二、三に止らない。中小企業従業員のレクリエーションのために、学校の校庭が開放され、大企業の施設の利用ができたなら、余暇生活の活用は容易に進展するであろう。このように中小企業の年少労働者の福祉を高めるためには、地域社会の諸力を結集してこれを行うことが必要であって、地域の学識者、篤志家、実力者、年少者と接する主婦、労働者、学校及び他の関係行政機関の協力による福祉の増進態勢が要請されるのである。

第十二回の「働く年少者の保護運動」は、「働く年少者の福祉のために」という標題を掲げているが、婦人少年室が中心となって行うこの運動を契機として、住込従業員の食事や業行を気にしている事業主の主婦も、福祉活動を計画している労働組合も、雇防防止や従業員育成を意図している事業主も、その他、地域の関係者、関係行政機関も、相互に協力して、年少労働者の福祉を実質的に高めることが望まれる。



「働く年少者の保護運動」を迎えて

労働省婦人少年局

この運動を起してから十一年たちました。その間に取上げてきた主旨は、先ず年少者の職業のえらび方や技能に関する事に始まり、正しい労働条件のあり方、教育・教養・娯楽等の重要性、ついで地域社会にのぞまれる協力援助の必要性などです。このような事は、年少労働者の周囲の人的、物的な条件や環境の整備と向上のための根本的なものです。それを特に強調し、社会に浸透させる必要性の濃い十年間でした。

年少労働者保護育成の水準が、近代社会の求める線までたかまるには、現在の日本には、まだ多くの障害や問題があります。しかし、この二、三年の間に、全国的に小企業の商店等が手をつけ始めた、従業員のための福祉活動の状況をみても、まったく徐々にですが、その水準はたかまりつつあるといえましょう。

戦後の年少労働者に自意識が強く、また行動力も活発なことに伴って、使用者の多くは、従順性や忍耐力が欠けているといひ、その原因を新しい学校教育のあやまりとする傾向があります。

しかし、もともと、その年齢のころは、自我の発見と自己尊重の意識の芽生える時で、そこから始まって、より一層豊富な自分へのたかま

りを、意識的にも無意識的にも求める時代です。生活のあらゆる分野にわたる、さまざまな欲求も生まれる時です。その時代の、この欲求は、年少者の将来の発展、完成につながる非常に重要なエネルギーでもあります。

もちろん、戦前の年少労働者も同じことです。その年齢で、性質による表現の差こそあっても、そのような欲求を抱かない年少者は正常な状態ではない、と切り切ることもできません。若い、というものは、そういうことで、その活力が人間を伸ばす根本です。

戦前の年少労働者が、真実従順だったといわれるでしょうか。現在を耐えることだけが将来につながるもの、と教えられ、与えられるものの中で沈黙していた年少者の内部には、烈しい心理的曲折が押しこめられていたはずで、若干の成功者たちの過去の生活に、耐えしのんだ年少労働者の時代があったとしても、それは一人の人間の歴史の中の、むしろ傷ましい部分であって、それをくぐり抜けてきたことをよくこんであげることができず、その成功者自らが好ましいこととして、後の年少者に求めてよい事例ではありません。

新しい時代の年少者に学んでほしいことは、労働の過程で直面する、さまざまな疑問に対し

て、沈黙し耐えることではなく、その場で卒直に明らかに疑問を表明し、その原因を冷静に見きわめる思考力を養うことです。年少者の、疑問を、「生意氣」や「従順でない」現われとして、受けとめることは、まちがいです。

しかし、純粋ではあっても、生活経験も少なく思考力の範囲もせまい年少者には、一人ではできないことです。そこで使用者や先輩労働者など周囲の人々が、誠実に共に語り合うことが必要です。友人と語り合う機会も大切なことです。中小企業のように使用者と接触している職場では、このような機会を多く持つ、警戒心や敬遠の気持なく話しあひのできる人間関係を先ず育てることが大切です。わけのわからないままに年少者をおくことは、その動揺期を一層混乱させ、おちつかない生活をさせる結果になります。

そこから、年少者の抱いている欲求と、その正しい成長への適切な援助の方向も知ることができます。個々の事業場ではできない事柄もありましようが、企業の合同の力で進められつつある現在の福祉活動は、その一つの方向を示しているものといえましよう。

その内容などについては今後も検討が加えられるべきですが、このように、年少労働者の欲求が周囲の人々の有形無形の援助によって、自ら、正しく明るく伸びる機会を持つことができらば、働く年少者の世界は、きわだって明るくなり、同時に、そのような年少労働者を持つことで職場自体にも、明るい新風が吹きこん

イカ釣漁業に従事する 児童労働の実態

——青森県下北地区の現地調査の結果——

年少労働課



一 現地の概況

現地調査を行った下北半島太平洋岸の泊、白糠部落の地理的状況をみると、半島の南北に走る低山丘陵群によって内陸地帯への交通が封鎖されており、半島の経済中心地である田名部、大湊町へのバス連絡によるよりも、八戸市に海路をとる方が便であるという状況である。地味は石灰層が多く、加えて海風が強いいため農耕に適さないもので、いさおい漁業に強く依存することになる。

泊部落は三十二年九月現在で人口四、二四六人、戸数約五七〇戸、白糠部落は人口約二、二〇〇人、戸数約三二〇戸で、両部落の戸当たり平均家族数は七人強と全国平均より高く、また、出生率も一九・五人と青森県平均の一四人をはるかに上回っているが、これはもっぱら人力に頼る漁撈方法及び娯楽の機会のないことに帰せられる。また封鎖地域であるために、住民の移動が殆んどみられず、住民相互の間は分家、親戚等の縁続きで結ばれており、近親結婚が多いため白痴・精神薄弱等で義務教育の不就学児が多い。

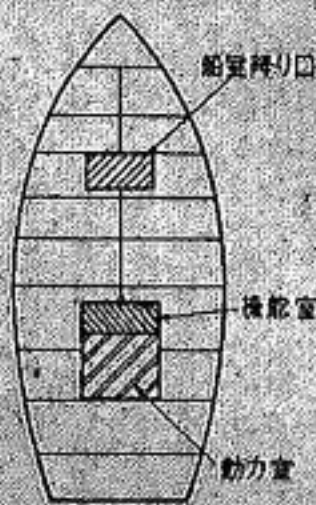
泊、白糠部落の漁撈収入の九〇％までがイカ漁によるのであるが、イカ釣漁船は泊四五隻、白糠三隻で、これらの船の持主である親方連によって村会議員、教育委員、PTA会長等の主要ポストが占められてい

二 児童の就業

(一) 就業の実態

泊、白糠地区の中学校について、前年度就業児童数を調査したところによると男子生徒二五五人中七割弱に相当する一七四人が就業している。このうち前年度労働基準監督署に届けあったのは一〇六名でその他の児童は、船主が自分の子弟を使用しているもの及び無届のものがある。なお、小学生でも高学年児童は就業している。

イカ釣船は、概ね五屯（一〇屯の動力船で、図のような仕切りが一人毎に設けられており、一区切り当りのイカの収容量は二千尾〜三千尾となっている。一般当り



漁法は五百メートルぐらいのロープの先端に銀魚を、大人で二五〜三〇個、中学生で約二〇個ぐらいを、集魚燈で集めたイカ群の中にこれを投入し、ロープの端を手で持ってこれを上下させ、銀魚はイカがつかって重みを感じた時、ロープを両手でたぐってあげるが、釣ばりをたぐるおり、手首に傷をつけ、海水のために化膿する場合が多い。

漁場は、盛漁期には漁港より二十分〜三十分の沖合であるが、盛漁期前には他の地区に出漁するので三時間以上出ている場合もある。漁期は七月末からであるが、盛漁期は九月以降十一月末まで、出漁日数は百日間を目標としているようであるが、前年度の平均出漁日数は約七〇日である。漁り（勢）時間は八月中は午後六時出漁、九時帰港であるが、九月以降は午後五時出漁、翌朝六時頃帰港が普通であり、船上時間は十三時間に及

る。それで、彼らの協力なしには児童の就業問題の改善は困難のようである。この地域におけるイカは、輸送上の制約からスルメにして出荷するのが普通であるが、販売価格は三貫目単位で約千円というのが相場で、米一俵の値段とイカの値段がほぼ匹敵する。年間のイカによる平均一戸当り収入は約十二万であるが、これを一人当り平均月収にすると一、四〇〇円に過ぎず、加えてイカの回遊量が年を追って減少し、一方漁船の動力化と漁獲方法の改良が行われる状況の下では、地域内の競争が激しくなり、子供でも老人でも就業させて、家計の維持に努めなければならないという事情が認められる。

でくることでしょう。

商店ばかりでなく、現在まだ、このような福祉の動きがあまり見られない工業部門の中小企業

業にも、それが望まれます。しかし、中小企業

でなく、その地域社会が側面的に、時には率先して、この動きを援助することが、今後の大きな課題として期待されることです。

第十二回 働く年少者の保護運動実施要綱

一、趣旨

年少労働者が、その成長の過程に持つ向上への欲求は、将来の堅実、明朗な社会生活への基礎ともなるものであり、これを、常に正しく明るい方向に指導育成する必要があります。

最近、中小企業においては、労働条件の改善向上に加え、年少者の教育、訓練、娯楽、その他労働生活の各般にわたる福祉を増進する動きが盛んになりつつあるが、第十二回働く年少者の保護運動の実施にあたり、使用者、労働組合、その他一般社会の理解を深め、これらの福祉活動がより一層活発に行われるよう促進する。

二、目標

年少者の労働生活の福祉をたかめる。

三、期間

昭和三十三年十一月一日〜十日

四、主催

労働省

五、後援

日本新聞協会、日本放送協会

六、賛助

関係官公庁、団体、報道機関等

七、実施事項

(1) 労働省の行う事項

- ①働く年少者の生活文化入賞発表
- ②働く年少者の生活文化労働大臣賞授賞式、全国五か所（東京、宮城、三重、広島、長崎）
- ③その他、本運動の趣旨に沿って行われる他機関、団体等の行事への協力
- ④労働省地方機関の行う事項
- ⑤運動周知期間の設定（十月下旬の十日間）

本運動の開催、趣旨の徹底、各種行事等の広報を行う。

③中小企業に働く年少者の懇談会
主として、週休制度、一斉休業を行う地域の年少労働者の希望、意見をきき、今後の福祉活動のあり方、必要な援助の方向を把握し、またその労働生活への助言を行う。

(2) 年少労働者福祉推進懇談会

年少労働生活の福祉をたかめ、健全、明朗、豊かな人間性を持つ職業人として育成するために、特に福祉増進を必要とする地域において行う。

(3) 懇談の主題

①中小企業における福祉活動のあり方

②中小企業が行う福祉活動への側面援助のあり方

①地域社会における、年少労働者のための福祉活動について
②年少労働者の自主的集団活動への側面援助のあり方

③長期欠席就業児童対策懇談会

長期欠席し、就業している児童の労働問題を中心とし、その措置方策について関係各機関との懇談を行う。

(4) 懇談の主題

①各機関の把握する状況、措置方法の発表

②各種ケースについての関係各機関相互連絡措置体制のあり方

③働く年少者の生活文化地方賞授賞式
④働く年少者者レクリエーションのつどい

年少者自身が行動するプログラムのもとに、主として戸外において行う。

⑤各種スポーツ、フォークダンス、歌謡指導、短時間のハイキング、各種文化施設等の見学、その他

⑥年少労働者を使用する事業場への特別指導

各地方事情により、年少者の労働条件、労働環境等について、集計また

八、賛助機関、団体の協力がのぞましい事項

(1) 労働省及びその地方機関の行事への協力参加

(2) 中央及び地方の各関係機関、団体

は、その機能に応じ、本運動の趣旨に沿い、年少労働者を対象とする行事、あるいは使用者への啓蒙を行うことがのぞましいが、特に左の諸項目について配慮する。

①働く年少者とその希望、苦情、意見

などを自由に話し合う機会を持つ。

②レクリエーション（スポーツ等）のつどい、ハイキング、社会施設、文化施設等の見学、その他、激励をふくめて慰安、娯楽の催しを持つ。

③教育、訓練のための講座等の開催

④使用者及びその主婦等の家族を対象とし、年少者の使い方、育成の重要性等について啓蒙する。

⑤娯楽、娯楽等の各種施設の一時間開放、また低廉利用の便宜をはかる。

⑥他府県出身の住込みの者及び寄宿舎生活者のための、婦人団体等による慰安会、懇談会及び一日家庭招待等の催し。

(二) 就業の必要性と監督

の、年少労働者就業に関する指導監督は、前記昭和二十四年度における児童の災

福祉の問題として厚生福祉上の対策が講ぜられ、漸次減少しつつあるが、当地域

しての生活に見切りをつけて、出稼に出
たまま帰らず離村するものが多い。

ことになっている

ほかに関係官庁の連名をもって、親元を離れて他人の家族に養育され又は雇用されている児童保護対策要綱が示され、児童の使用に對する適切な保護指導が必要とされている。

当地域における里親ないしもらい子の養育家庭は、これらの通達に示された諸条件にはずれるものがあることは、就労

の実態を見れば明らかなどころであるが、「口べらし」のため、もらい子に出す家庭の生活状態が、当地域の生活より一

層苦しいものであり、かつこれら児童を収容すべき養護施設等の絶対数が不足する現状では、この問題の解決はよくなか

る現状では、その問題の解決はなかなか困難な問題と思われるが、児童相談所、児童福祉司等の保護指導のより一層の充

四 児童の教育福祉

児童のこのような終夜就業の結果が学業に大きな支障とならぬはずはなく、地区の中学校における学力検査の結果は平

均四五点と低くなっている。体力をみると、身長が全国平均一、五二メートルに比し一、四九メートル、体重の全国平均

四三軒比し四〇軒と低くなっており、またトラコーマの多いことも地域の特長である。

しかし、地域の経済生活がイカ釣の上
にたっている以上、学習指導計画もこれ

は一五個、二〇個くらいをロープの先に
つける。長さ約一〇廻。

働く年少者のグループ活動



相応の話題を話し合うこともできない。先般、東京の商店街で一斉休業を実施した時、若い店員さんたちが異口同音にもらした感想も「友だちと一緒に遊べるのがうれしい」ということだった。「友だちが欲しい」という声は、そこそこ小さい事業所の屋根の下で、切実に叫ばれている。

十四歳十七歳といえ、ちやうど精神的に不安定な時期で、思想も定まらず、性格や生活態度も決っていない。一般の年少少女の場合、親しい友だち同士の小ざい集り（グループ）に参加することを望み、集団生活を通じて、正常な社会生活を営むに必要の態度を自然に育てていく。しかし、働く年少者の場合、その契機となる交友の機会を待たないことは遺憾である。

自分たちの手で道を開く
働く年少者

しかし、彼らは、時間がない、チャンスがない、と手をこまねいていたわけではない。一例を東京の志行会にとろう。二年前、現会長日君が、ある人生雑誌に「住込従業員上手をつなごう」という投書をしたのがきっかけとなり、同志の文通が始まり、さらに、同誌の「機関誌」の発行に及び、いまでは二〇〇人余りの勤労青少年が各種のレクリエーションを

楽しみながら励ましてあつていくグループに成長した。

現在、把握されただけでも、全国にこうした大小のグループは四〇を数え、千四、五百名の年少者が参加している。これは、働く青少年が自発的に、しかも自分の職場外の仲間と結びかけて結成したものである。この他に、職場内のグループ、成人が指導して結成・育成しているものなど多くある。

この動きが活発になったのは、二十年以降で、ことに、週休制や一斉休業の普及にともなう、本年はますます盛んになっている。グループ二〇〇（五〇名）以下で、月額五〇円前後の会費を持ち、機関誌の発行、読書会、各種スポーツ、レコードコンサート、キャンプ、サイクリング等のレクリエーションに、働く生活の余暇を楽しんでいる。

グループ活動から学ぶもの

彼らのグループ活動に求めている目的については、(1)親睦を知識・教養の向上が最も多く、半数に及んでいる。ついで、(2)悩みごとを打ちあけ、励まし合うため、(3)朝、その他、ごく少数(3)職業的技術の習得、及び(4)コーラス等クラブ活動の色彩をもつもの等である。

このように、実際にグループの結成動

機となつてゐるのは、みんな遊び、話し合おうという単純な欲求からではあるが、実は、グループ活動の真の効用は、むしろ、もっと大きく、その過程において社会的な人間としての成長発達に寄与するところにある。よいグループ活動を通じて年少者たちは、(1)他人を尊重する態度を養い、(2)自主性と創造性を発展し、(3)個人的、団体的責任を重んずる態度を養い、(4)他人と共同する態度と技術を学び、その喜びを知る、(5)公正な批判精神を養い、(6)情報と知性を豊かにし、個性を伸ばす機会をもつ。また、(7)団体や社会の秩序や規則を重んじ、長上と真心をもつて対する態度を養い、(8)正直・勤労・社会奉仕・スポーツマンシップ等、社会人に大切な態度を養うのもグループ活動からである。

年少者のグループ活動の普及・促進の必要性が叫ばれる理由はこのにある。さういふ、年少者たちは、こんな効用を知らなくても、友だちを求め、たのしくグループ活動を行つて、従つて、この種の活動が推進援助する場合は、常に年少者の自主性を尊重し、豊富な活動内容を可能にするような側面援助であることが望ましいが、この点については、別の機会に述べよう。なお、グループ活動の計画立案には、文部省編「青少年グループ活動のプログラム」が参考になる。

すべりだした

福祉増進方策

年少労働課



ここ数年来、中小企業の事業主の間で優秀な従業員の確保、定着性の維持ということが相当深刻な問題になってきており、従来の労働条件、労働環境の低位性あるいは福祉施設の貧困等について反省が加えられてきつた。それを反映して、最近では各地の中小企業団体で、週休制ないしは一斉休業の採用とか、集団

的レクリエーションの機会を設けるとかいったように、主として年少労働者を対象とした労働条件、福祉の改善向上が行われてきている。婦人少年局では、このような中小企業団体の自主的な動きを助長育成して、地域的に、中小企業に働く年少労働者の福祉の増進を図るといふ趣旨で、去る五月十日に「年少労働者の福祉増進実施要領」を定め、可能な面から実施に移すこととした。

「実施要領」では福祉増進をはかる段階的な方策として、現段階では、中小企業団体に、「年少労働者の福祉について、深い関心と理解を持ち、実行力に富む者」を「年少労働者福祉員」として、よくよう勤奨し年少労働者の余暇の善用、保健衛生、生活相談、一般教養及び教育、労働条件、労働環境及び職場における人間関係、その他福祉に関することなどについて、事業主に対して協力援助することを目的としている。しかし、専門的に活動する福祉員をおくということは相当困難なことであり、又、おかれた福祉員が十分活動するには、当然大きな組織力が必要であることが予想されるので、まず、年少労働者の福祉増進を促進するための懇談会を開催することとした。

懇談会は、関係労働機関、商工指導機関並びに団体、中小企業団体、当該地域の事業主及び労働者等のそれぞれの代表者で構成し、各都道府県特有の福祉全般にわたる問題を討議し、相互理解の上にたつた協力態勢の下に、福祉の必要性を広くアピールする県単位のもの、地域の特殊性に応じてさらに具体化させるための地区単位のもの、開催することとしている。

かくて、福祉増進の機運が醸成された土壌に立って、当該地域の婦人少年室協働員、事業主、労働者、商工指導団体、中小企業団体、教育関係、婦人団体、事業主の主婦等のそれぞれの代表からなる「年少労働者福祉増進連絡協議会」を設け、年少労働者の福祉についての具体的な実施内容、方法を協議することとなっている。

以上のような考えのもと、中小企業団体の中に福祉員がおかれるようになるわけである。

「実施要領」を定めてから約四か月余を経ているが、九月末までに報告のあつた四二都道府県の状況をみてみよう。

「懇談会」は、県単位のもの四二都道府県で延六四回開催され、地区単位のものは一五〇回開催されている。県単位、地区単位とも報告のあつた殆どどの都道府県で開催されており、その詳細な内容については報告されていないが、数字の上からみて四か月の短時間の状況としては良好に進んでいるものといふことができよう。

「連絡協議会」の設置数は三三で、開催回数は三四回となつてゐるが、仕事の性格上、各都道府県で、進行上若干のアンバランスがみられるのはやむを得ないことである。

しかし福祉員の設置については、相当の期間を要するものと予想されたが、すでに決定したものが四五名に上り、内定も含めると一一五名に達しているのは、福祉の問題についての関心が、だかまに、このことを物語るものである。

「懇談会」、「連絡協議会」も、以上に上げた外に開催予定のものがある。現在ではもっと多くなつてゐるものと思われ、数字に表われた福祉増進実施状況は一応順調にすべりだしている。

先にも述べたように「懇談会」にせよ「連絡協議会」にせよ、詳しい内容の報告は受けなかったため、内容については多くの例を紹介することはできないが、秋田市で九月九日に開かれた働く年少者保護福祉連絡協議会設立総会では、既に規約や事業計画が審議可決され、役員を選出している。事業計画としては、働く年少少女のつどい、年少労働者福祉員の講習会、年少労働者の映画観覧、機関紙の発行、パドミントン競技会、年少労働者のための省庁処理、優良年少労働者の表彰などを決定している例がある。

〔註〕「福祉増進実施方策」については、本誌六月号を参照されたい。

出席者

台東区S社(ノート専門卸商)店員 高橋 明 美
 台東区N商店(草履卸商)店員 大沢 宣
 大田区K総本店(ふとん小売商)店員 岡 衛
 大田区M商店(毛糸・洋傘小売商)店員 川島 のぶ子
 (司会) 年少労働課 須賀 万 亀



—左から大沢、岡、(須賀)—

は何人くらい、いますか。
 高橋 私と同じくらい年の人は三人います。でも学校はちがいます。
 大沢 同じ学校から二人一緒に来たから、いやなことがあるときなんか、話が出来るからいいです。あとは三年になる人、十年も勤めている人なんかがいます。
 岡 山梨からは僕一人だけきました。あとは岐阜からきた人がいます。
 司会 友達との交際はありますか。
 岡 店の人がたいていいます。隣の人も話をすることはあります。
 川島 店以外の人はお友達になる機会がありません。
 高橋 お友達がほしいと思いますけれど、ないんです。
 司会 いんなことと吐き出し口がほしいわね。みんな、休みの日はどうしてすごすんですか。休みは月、何日ですか。
 岡 蒲田では、二十日が一斉休業で、そのほか一回あります。
 川島 私も蒲田ですから同じです。今でも、前は休日は月一回でした。今でも、いそがしいときは、その日も休めないうちとありますが、それでも前よりは、ずっとゆとりが持てました。
 高橋 私のところは間隔です。月一回、休みの日は直ぐあります。今年三月から勤めて、六月から週休制になりましたが、ちょうど学校の新学期だったので、蒲田がノート専門だからいそがしくて、

ずっと休みがとれませんでした。夜も十一時ごろまで働く日もありました。
 司会 お店はふつう、何時ごろ閉めますか。
 高橋 私のお店は六時です。
 大沢 七時から八時ごろです。
 川島 朝は八時半に店をあけて、夜は十時半まで店をあけておきます。
 岡 始め、十時きっかりでしめることに決めましたが、十時すぎても、お客が来るので、それが取消になって、十時半までに延ばされてしまいました。いくら店できてもお客さんの方でも協力してくれないと、だめなんです。
 司会 問屋の方は休みも週休だし、夜も早くしまえるわけですね。小売のお店の方はその点、大変ですね。
 大沢 僕の方は週休で、月一回店員講習があります。近所の問屋の店員が集まっています。
 岡 問屋は日曜が休みだけれど、ふつうの商店は日曜が休みないから、同じ学校の友達が近所にいても、話をすることができません。休みの日はたいして自分の仕事—洗たくなんかしたあと、映画をみて、それで終わってしまいます。
 大沢 週休で休みが多いから、月の終りごろになると、小遣いがなくなっちゃうから小遣い節約のために、午前中は洗たくして、午後映画を見に行きます。お金がない時は、同じものを何回も見えて帰ってくるんです。それならお金がかから

ないから……。
 高橋 私もやっぱり朝、自分の仕事をしておじいさんやおばあさんの家へ遊びに行きます。映画はあまり見ません。
 司会 休みの日は朝からまるまる休みなのか。朝なんか、ゆっくり寝ていられますか。
 高橋 私たちの寝るところは倉庫になっていて、おじいさんやおばあさんの家へ遊びに行きます。映画はあまり見ません。
 川島 私のところでも、主人の住いと店が別で、店の二階に五人寝ます。女の人の中で一番を一人きり、その人が早く起きて食事の用意をします。
 大沢 朝起きておじいさん、女中さんがつくってくれたごはんをみんな一緒に食べます。日曜は女中さんも朝はゆっくり寝ています。
 岡 寝るところは店と別の家だから自由です。日曜は朝だけ一緒にごはんをたべて、昼と夜は自分で好きなものを食べます。
 司会 お部屋に机はありますか。
 一同 あります。
 高橋 二つあるけれど、寝るべって書いちゃってます。
 司会 一人に一つずつあると、引出しに自分のものが入れるし、落ちつけますね。寝るときは何人で寝るの？
 川島 お店の人が全部二階になつていて、とて広いんです。そこへ五人で寝ます。

座談会

若い店員さん
職場生活を語る

—9月27日・労働省婦人少年局において—



川島・高橋の皆さん—

◇就職しての感想

司会 皆さんの働くにはどう？ いっ出てきたか。高橋さんからどうぞ。
 高橋 新潟の南魚沼郡湯沢—湯沢の二つ先です。今年の三月出てきました。満十六歳です。
 川島 私は千葉県の九十九里浜の横芝です。去年の三月出てきました。満十八歳です。
 岡 僕は山梨県の塩山です。去年出てきました。満十七歳です。
 大沢 僕は栃木県の足利の先です。今年三月出てきました。満十六歳です。
 司会 皆さん住みこみでしよう。じゃあ定時制高校へはいけないのね。
 一同 行ってません。
 司会 高橋さんと大沢さんは、今年の三月就職したのでは、やっとなれたところね。まだお家のことを思い出してしょう。

高橋 時々思い出します。
 大沢 僕はあんまり思い出しません。
 司会 みなさん、どんなルートで就職したんですか。
 高橋 安定所の紹介です。
 川島 縁故就職です。
 岡 僕もそうです。
 大沢 僕は学校の先生のお世話です。時々先生から手紙がくるけれど、僕の方からは、まだ一度も出したこと、ないんです。

司会 先生に手紙書いてあげたら、きっとお喜びになりますよ。きょうは、いなかの先生に、就職してからの楽しかったことや、つらかったことなどを話して、するつもりで、何でも話して下さいね。
 岡さん、川島さんは、就職してからもう二年目だし、高橋さんと大沢さんは今年の春、職場に入ったばかりですが、就職して、何か、ドキンとしたようなこと、ありますか。それから、自分の家での生活と、ずいぶんちがっていると思うようなことなんかあったら話して下さい。
 高橋 私は家で、わりとわがままな生活で、つい自分の思うことが通せんないで口答えすることがあります。家で母に口答えするように、年上の人に注意されたとき、口答えしてしまいます。今でも、それが出て困ります。
 司会 職場では、自分の家とちがって、それをのみてしまわなければなりませんね。
 大沢 僕も気短かな方だから、始めハタキかけのことなんかで注意されると、がまんができません。一回とうとうけんかしちゃった。主人の子供をたいて、おこられたこともあり。でも今は、がまんが大切だと思ふようになりました。
 家では、一番下で甘えていたのが、東京へ来て、きたえられました。
 川島 どうしてもなれるには一年ばかりかかりますね。
 岡 そうですね、がまんできるように

なるには一年はかかる……。
 川島 一緒に働いている人の気持がわかるようになれば、あの人はどういう性質の人なんだ、と思えて、がまんできるようになります。
 司会 高橋さん電話かけられますか。
 高橋 まだかけられないので、先ばいにかけてもらっています。
 大沢 一度もかけたことがなかったんで、はじめはとてつよかった。
 司会 中学校で教わらなかったの。言葉で笑われたことありますか。
 高橋 あります。自分では注意していても、でも、笑われちゃいます。
 大沢 僕は栃木で、東京に近いから、わりといいんです。
 川島 お客さんとの関係が一番困ります。自分は緊張していても、つい口に出してしまつて、言葉がわからないと言われるんです。
 司会 学校で、話し方なんか教わらなかったの。働くに必要な心構えとか。職業訓練で習ったことで、就職して役に立ったことありますか。ソロバンなんか役に立ってましたか。
 岡 ソロバンは役に立ちました。
 司会 お店には同じくらいの年頃の人

岡 九人いっしょに寝ます。自分の持物は押入れと棚に入れます。

大沢 広い板の間に大畳だけ畳が敷いてあって、そこに二人寝ます。

司会 毎日の生活はきちんと整理しておく方がいいですね。

高橋 先づいのが、きちんとしないとやがてまじく云うので、いつ戸棚をあけてもはさかしくないように、きちんと片づけてあります。

司会 お小遣はどのくらい使うの？

川島 最低、休みの日は一日三百円かかります。映画みたり食事したり。

大沢 第四の目曜にはお金がなくならないこともありません。せしたら同じ店の友だちから借ります。

岡 僕も借りることもありますが、でも給料日にはきつと返します。自分でお金を持っていると、つい使うから、あるときは人に貸しておいた方がいいんです。

司会 給料はどう使いますか？

川島 毎月一、六〇〇円定期貯金しています。小遣がある時は五百円くらい持っています。洋画封切だと一三〇円以上しますから。

岡 だから僕は封切は見ない。お店にきた札をもらうこともあります。

司会 あなたたちにも、学生割引のような割引があるといいですね。東京にはまだないけれど、全国で十か所くらい、勤労青年のために三、四割の割引をしてるところがあります。皆さんの方から

もそういう声を出すといいんです。

川島 話したくても、そういう機会がありません。どんなさんたちの集まりはあるけれど、店員と主人と話しあう集まりはありません。

司会 おふろはどうしていますか？

川島 お店を片づけてから十二時すぎに銭湯に行きます。

大沢 家にあります。僕は一番あとで入ります。ガスで、女中さんが世話をしてくれます。

岡 はじめは家のおふろに入れてもらってたけれど、人数が多くなると、外へ行ってます。

高橋 家におふろがあるけれど、男の人が、女は入ってはいけないというので、外へ入りに行きます。ですから、一日おきに、お店でおふろをくれます。

川島 私の方は出してくれませんから月五百円くらいかかります。

司会 給料は日給ですか。月給ですか。

川島 健康保険はありません。

司会 健康保険はありますか？

川島 ありません。

司会 では病気で休んでも安心ですね。

川島 病気で休むときは、何だか見られてい

て、いつまでもおこっているんです。どんなさんにはバツとおこっても、それだけです。からいけれど。

川島 どんなさんが直接云わないで、おくさんから云わせるのはいやです。おくさんは人のいうことをよく聞いてくれるから……

大沢 そうじの仕方がわるいって、若いおくさんにしかられるんです。自分でよく掃いたつもりでもよくとれないので、もう一度掃きなさいと云われて、始めはめんどくさいと思っただけれど、今はなれました。

高橋 私のおこるでは、社長が先づい

の女の人に云います。その人はとても細かいんです。

司会 皆さんはあとからくる人に、同じことはやらないようにしましょうね。

岡 お客さんのいる前で叱られるのが、一番いやです。そういうときは反省するよりも、むしろ反抗的になります。

川島 商店では長い時間、主人といっしょに居るから、気が張ってて疲れます。忙しいときはいいけれど、ひまなときは、いっそうつまらないです。

岡 ひまなときは、何だか見られてい

るようで、いやですね。

司会 そのほかに困ることありますか？

岡 洗たくが一番困ります。

大沢 僕も困るな。

川島 十時にお店をしまつて、後片づ

したが、今はなれました。

岡 ふとんは、かさばるので持ちにくくて困った。配達がおもな仕事で、お客さんの相手はまだあまりしません。きいてもらって、答えてくれないお客さんは、どうしていいかわからないで、苦手です。

大沢 僕はまだ、品物のよいわるいがよくわからない。男のたまたま表なんか、いくつくらいの人に聞くのか、さっぱりわからないから、お客さんの方から云って、くれないう困ってしまいます。

高橋 品物の名前は大体わかったけれど、まだ半年ですから、値段がよくわからず。一年くらいたつたなら、無理だとは先づいから云われました。

岡 ふとんの作り方をぼつぼつ習い始めています。始めは座ぶとんの綿入れから習います。

司会 将来について何か考えていますか？

岡 店を持ちたいと思っています。でも先のことだから、わからないけれど。

大沢 まだ何も考えたことありません。今のところ、早く商品のことをおぼえようと思っています。

司会 川島さん、岡さんは始めてから家に帰ったことありますか？

岡 僕の店では、三年間は家へ帰さな

いことになってるんです。

川島 私の方は、いなかへ行って休むと給料を引かれるんです。

けして十一時ごろから洗たくして、おふろへ行くのは十二時ごろになります。

司会 食事なんかで困ることはない？

大沢 大きい人はあまり食べないから、僕なんかいつまでも食べていられない。

高橋 私は始め、おかずが甘くて口に合わないで困りました。

川島 ませごはんに、またおしょうゆかけてたべたりしました。

大沢 僕はきらいなおかずが出ると、ごはんだけ食べます。

岡 僕のおこるでは、きらいなもの

ときは、女中さんが、ちがうおかずをつくってくれます。

司会 それはいいですね。でもきらいなもの、食べた方が体にはいいんですよ。

川島 私のおこるでは、交代でつく

ら、好きなものをたづねたりします。

岡 始めのうち、どのくらい食べ

てよいかわからなくて困っちゃった。

司会 買いにいはいしますか？

川島 夜、おそいので、おなか

とおそいぶんか食べることがあります。

大沢 夜はまわりが暗くないから、外へ出られないから、買いにいけません。

岡 配達の中で食べます。

司会 僕も配達の中で食べます。でもいそがしいときは、しません。月五百円くらいかかります。毎月支出をば

て下さい。ではこれで終わります。

きょうは、いろいろ皆さんの動いて

る様子をきかせていたけれど、ありがたうございました。これから、いろいろ相談したいことを困ることがあったら、婦人少年室の室長さんや協働員の方や、また、直接、私たちのところへ話しにきて下さい。ではこれで終わります。

★年少労働者に映画の二割引(川島)

神奈川県婦人少年室では、このほど川島君で、年少労働者の映画割引制度の実施について関係方面と打合せを行い、近く学生同様、二割引を実現させることになった。とりあえず川島君が市内映画館から表現する準備を進めることになった。

『ごらんになりましたか』

(年少労働関係)

○給てある年少労働者の現状

一九五八年パシフレット No. 60

○働く年少者の福祉のために

一九五八年パシフレット No. 60

○働く年少者のためのよいおぼえにな

りましょう——パシフレット No. 70

て買うので、小さい子は出さないでいいって云われます。

◇休日は何を望むか

司会 お休みの日は、どんなことがしたいと思いますか？

岡 あまりお金を使わないで、一日らくにして、木が読めるところがあればいいと思います。

高橋 私も本が好きだから、本の読める静かなところがほしいと思います。

大沢 スポーツのできる場所があるといい。今は裏の公園でやっています。

岡 僕たちは玉川まで野球しにいります。早くいかないと場所がとれないから朝五時ごろから起きて、店の自動車で行くんです。

司会 近くに公民館みたいなところや足を投げ出せるようなところがあるといいでしょう。趣味はどんなもの？

大沢 僕はスポーツと絵を描くこと。

高橋 私は読書。六時に仕事が終わると読み始め、読み出すと、なかなかやめないので、年上の人にしかられるんです。

岡 僕も読書が好きだけれど、お店を

しまつて、片づけてから読み出すのは十二時すぎでしよう。三時ごろまで読むこともあります。そういう日は翌日つらいんです。朝から晩まで、ほんとうに時間の余ゆうがないんです。おそくまで電気つけていると、年上のものかおこられるし……

◇店員講座について

司会 さっき大沢さんが店員講座があると云っていましたが、店員講座はどんな時間がいでしょう。

川島 休みの日はやっぱり遊びたいから、午前中がいいと思います。

司会 日本橋の浜町に青年学校があった、日曜の午前中やっているけれど、十七、八の年少者の人はあまり来ない。先生が云っていました。あなた方なら行きますか？

高橋 近くにあれば行きたいです。

司会 大沢さんの方は、店員講座でどういうことを勉強していますか？

大沢 日曜の十時から十二時までの二時間で、内容は販売法やお客さんの応待の仕方なんかです。出席は自由だけれど、大体全部出席します。先生は社長さんで、「買わないで帰るお客さんにも、ていねいにしなければいけない。そうすれば、また、きつと買いに来てくださるから」というようなことも話してくれ

ます。でも僕は、勉強より遊ぶことの方が好きです。

◇仕事のこと、将来のことなど

司会 もうだいぶ仕事をおぼえました

か。

高橋 品出しと云って、商品の数をかぞえて渡す仕事をしています。ノットは重いの、始めは重労働だと思ってい

出雲路から

黒田進



一、出雲大社炎上

サーカスと労働基準法

出雲地方の春はのどかで、その晩春を
一そう和やかにするのが出雲大社の大祭
である。毎年五月十五日から三日間催さ
れるが、本来は六十年に一回行われる正
遷宮の儀も、戦時中から延び延びになっ
ていたものが、愈々七十三年度に行われ
ることになったのは、昭和二十八年五
月であった。町は華やかに正遷宮一色に彩
られ、一か月に亘って盛大な行事が繰り
広げられ、木の香も新しい本殿が神域に
聳えて、全国はおろか遠くハワイ南米か
らも参拝する人もあった程で、さすがの
大國主命もそこまで福徳が及ぼうとは思
いもよぬ時の流れに、驚きの目を見張

られたことである。

出雲大社の由来は今更語るまでもな
く、古来皇室との関係も深く、それより
もむしろ我々庶民には、「縁結びの神」と
して余りにも身近である。その特な取
計らひで結ばれた人々も数限りなく、出
雲族の総帥大黒様を祀る大社の名に相応
しく、遠く神話にその起源をもつ広大な
神域は、そのかみの絶大な勢力と支配と
治績を偲ばせるに充分なものがあるが、
その正遷宮の儀式も滞りなく終り、一か
月に亘る大祭も漸く大詰に近づいた五月
二十七日の深夜、人も草木も眠る午前一
時四十分出火、折からの晴天と消火
施設の不十分に加えて、深夜のため施す
すべもなく、拜殿、庁舎（札所）を一
瞬にして焼失、大祭礼気分に酔った人
々を茫然たらしめたのである。

いつか金閣寺焼失の際に、経済的な理
由からであろうか、労働基準法による夜
警を置くことが出来ず、火災の責任を勞
働基準法に背負わせた。「労働基準法金
閣寺を焼く」という或る記事を見て、皮
肉の歌をかこった私も、その早朝、「大社
炎上」の報を聞いて、まさか「労働基準
法大社を焼く」とは言えないと苦笑して
みたが、原因は神前に供える餅を摘いた
後の火の不始末で、五月の夜空を焦がし
て燃え上った紅蓮の焰は、さながら神代
そのまゝの情景で、神域は時ならぬ劫火
に包まれたひと時であった。

この火災で国宝八咫門に火が移り本殿

も危く見えた時、折から境内にかかつて
いたサーカス団の人々が、いち早く駆け
つけて得意の特技にものを言わせて、松
の枝から屋根に飛び、消火に協力して八
咫門の火を消し、本殿の類焼防止に尽し
たことは、当時の新聞にも報じられてそ
の活躍を称賛され、数々の感謝状を受け
たというエピソードがあるが、兎も角も
サーカス団の人々の活躍で、貴重な文化
財である国宝大社遺構の新築の本殿が焼失
を免れ、八咫門も損傷なきの屋根の一部
を焼いたのみでことなきを得たのは、何
としても不幸中の幸で、その後直に出雲
大社復興奉賛会が組織され、爾來五年、
募金も進んで鉄筋の拜殿が建てられるの
も間近く、木や石音頭とともに再び今秋
には棟上するということで、やはり大社
ならではと思わせるものがある。

その炎上中突然風向きが変わって火勢が
衰え、本殿焼失を免れたのも神風だとい
い、その他数々の神話に絡む火災の話題
は多く、それだけに又庶民と切っても切
れない繋がりがあることは言を俟たない
が、出雲大社は今後とも人々の心に育ま
れて行くであろうし、三十年に亘るその
徳は火災によって微動だにしないものもあ
るまいし、焼跡に再び舞う鳩の群も心な
しかそれを思わせるようで、考えてみれ
ば神というものの力は底知れぬものがあ
るようだ。

そのサーカスも、戦後は労働基準法で
は、一定の基準によりいわゆる演技内容

を規制された結果、昔のシンタとフラリ
ネットの真調が散す、可憐な子役の哀愁
は見られなくなり、人権尊重の立場から
興行されておき、かつての悲慘な影も
うすれ、むしろ二十才前後の成年者が多
く、この火災の際の目ざましい働きもそ
うした若者達の力であって、もしそれが
昔の可憐な子役達のサーカス団であつた
ら、果してあれだけの働きが出来、国宝
建造物を守ることが出来たであらうかと
考えざるを得ないのは、私の取組苦勞で
あるうか。私が敢て春秋の筆法をもって
「労働基準法出雲大社を護る」と、声を
大きくして「金閣寺焼失」の汚名を挽回
したいと考えるのは、些かこだわり過ぎ
た意識過剰の故であらうかと考えてみ
るのである。

ともあれ焼けた文化財を惜しむや切な
るものを感じつつも、今労働行政という
「対人管理」の仕事に身を置く一人とし
て、こうした他愛のない連想の中に、働
く幼き者の問題とも取組みながら、世相
の谷間に書き出されてくる様々の課題
の、その一つ一つに時代の流れと明日の
労働力の芽の育成が交錯して、非力な公
務員の努力をもってしては、如何ともし
難いものを感ずるが、やはり明日へ
の希望を夢みつつ、今月も巻の足音の中
に伍して、黙々と行く貴乏な職員の仕事
なのであるが、十数年前の小學生の頃、
緑日小屋掛の片隅で、一本の綱に絡めて
托して渡る綱渡りの妙技、目隠しで空中

を飛ぶ空中ブランコの曲芸に、かたずを
飲んでビエロの行方を見守った幼い眼
の、あの「美しき天然」のメロディに印
象されたサーカスの総べての印象は、今
こうした立場から改められつつあるが、
それは私の薄っぺらなセンチメンタリス
ムの所為でしかないかも知れない。

二、水郷松江

茶室丸沈没と白鳥の湖

水郷「松江」を象徴するものは、安来
節で余りにも有名な「松江大橋」とラフ
カディオハーン（小泉八雲）それに茶
室「菅田庵」で、松江大橋については既
に駄文を発表して、その一端を紹介した
のでここには省略するが、古くから歌の
文句にも、

松江大橋流りよとままよ

和田見通いは船です

と多くの人々に親しまれているように、
松江のシンボルといえよう。

ハーンについては当時島根中学の英語
教師として、在住僅か一年余に過ぎなか
ったが、今では松江と切離せないまでに
市民の心に刻まれており、その旧居、ハ
ーン記念館を訪ねてその遺風を偲ぶ人は
絶えることなく、明治二十三年孤影悄然
と松江に來た彼が、土族に憧れを抱き小
泉節子に妻にして日本の生活を味わった
旧居はそのままに残されて、彼の脳裏を
終世去らなかつた松江の思い出と同じ
く、その故人の面影を永久に偲ばせるに

充分なものがあり、又文章としての彼が
幾多の著作に残したその松江への愛著
は、読む人をして彼への理解と親しみを
深めるよすがとなっているようだ。

松江大橋が水郷のシンボルであり、ハ
ーンが文化を代表するものとすれば、茶
室「菅田庵」は松平藩三百年の治世の縮
図ともいべく、十八万石の七代藩主松
平治郷（不昧と号した）が、民生安定の
施策として庶民一般に広く茶を奨め、自
らも茶室菅田庵を建てて茶を味わったも
ので、今も出雲地方では片田舎の農家に
至るまで、朝昼夕とお茶を飲みながら
のんびりと世間話に時を過す風習が、何
處でも見られるのはその深さを物語るも
ので、野良仕事に荒れた手と茶器の対案
は、いかにもピツタリと庶民風俗を示し
ており、不昧流という一派が伝えられて
いる程で、松江を訪れる人々が菓子店の
「メカ」とささ言われるのも不昧公の茶が
もたらしたものであることはいふまでも
なく、街外れの木立の中で閑静そのもの
で、茶屋に座して、心ゆくまで茶を立て
たその治世の要諦は、封建の世ながらも
現代にも相通する、学ぶべき何物かがあ
るような気がするの、いささか柄にな
い私の独りよがりであるうか。

水郷「松江」は私にとって、又悲し
い思い出の街でもある。松江大橋に絡る
源助の人柱哀話に加えて、それは瀬戸内
海での紫雲丸の沈没であった。昭和三十

年五月十一日ローカルニュースで、松江
市川津小学校の児童数十名もその中に含
まれていたことが、次々と伝えられ、事
故の模様には暗い空気に包まれた。八
月も未だ近い或る日、郊外の製材所を防
ねた際、川津小学校の近くで下校する学
生に行き合った道すがら、あの事故の生
存者達がこの中にもいるのかと思うと、
何気なしにすれ違うその顔が心なしかい
たましく学校の大半を失って主なき机の
並ぶ教室で学ぶ、残った者の心がそぞろ
に震はれた。



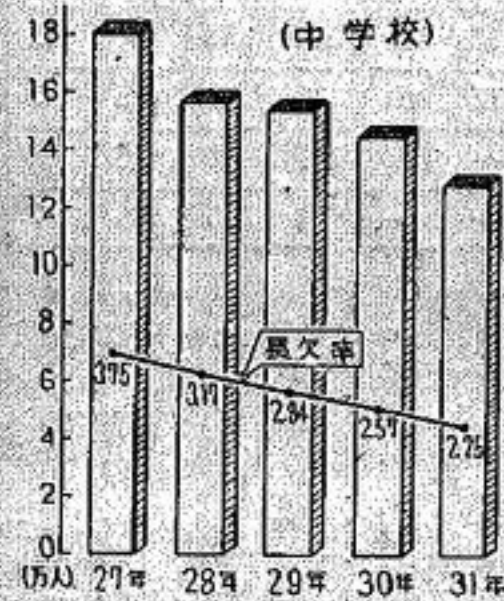
かつての連絡船は名も「瀬戸丸」
と改め、再びあの海を渡っているが、そ
の船に精あらば幾多の底深く眠る幾多の
幼き靈に届けとばかり、せめて哀悼の汽
笛「長一声」を今日も吹きならしている
ことであろう。今日でも、ある母親は毎
月十一日の命日には、松江大橋に立つて、
亡き我が子の冥福を祈り、千枚の札流し
を焼けているという。

歴史と伝説とをうして民謡の国出雲路
にあって、心ゆくまで旅の心を慰めるも
のは、出雲湖の静かな水郷情緒で、ラフ
カディオハーンならずとも、「東洋のジ
ェネーヴ」と称するものも宜なるかなと、
今も湖水とともにある松江に私限りのな
い思い出を持つ夢多きエトランゼなので
あるが、今一つ出雲湖の白鳥について筆
を加えないわけには行かない。

戦後何時の頃からか毎年秋になると、
遠くシベリアから出雲湖へ白鳥の先陣が
やってくるようになり、十二月なごばに
なると五六十羽以上にもなるが、出雲
湖畔の各所には「白鳥愛護」の標札が立
てられ、白鳥を守る命も作られて市を挙
げて白鳥に親しんでいる。踊る「白いバ
レリーナ」の呼び名に相応して、冬の湖
畔に一つの風情を添え、国際文化観光都
市「松江」にふさわしいこの白鳥は、地球
上の冷い戦をよそに赤い國シベリアから
飛んで来て、純白の羽の色にも世界平和
の樹橋の役目をとめようというのか、
悠々と湖上を泳いで旅情を癒めている。

この野生の大鳥も地上の争を忘れさ
せ、今は湖畔の人々と切っても切れない
心の繋りを持って来たが、出雲湖が禁猟
区であることもさることながら、市民が
平和を愛する平和都市でありながら、白
鳥を守る会にまで作って、この遠来の天
使を保護しようと、その飛来を心から迎
えるという優しい心を知って、はるばる
飛んで来るのであらうと、或る人はいみ

第1図 長欠児童数の推移
(昭和27年~31年)

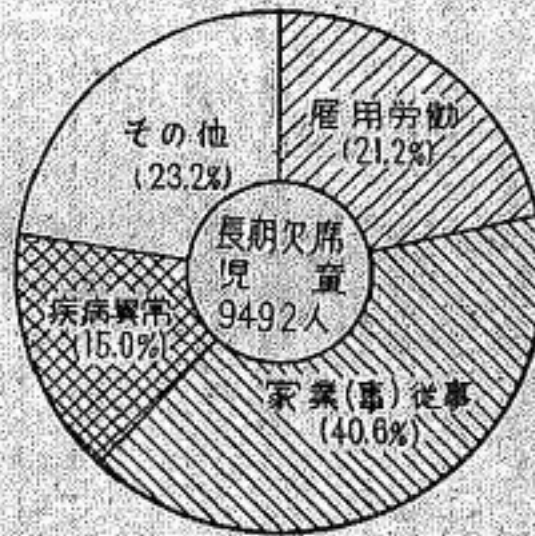


婦人と年少者

義務教育の普及という点では、世界に誇るべきものがあるといわれているが、国において、なお相当数の不就学児童があることは否めない。

現在、全国中学校児童の長欠率をみると、一〇〇人につき二人強という割合で、年々減少する傾向にはあるが、なお十三万人近くの不就学児童がみられる現状である。その中で、家庭の事情で止むなく就労している者が過半数を占めている。

第2図 欠席理由



働く長欠中学生

近畿地区長欠就労児童実態調査

調査レポート

児童憲章に「すべての児童は心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される」とうたわれているが、これらの長欠児童の前には空文でしかない。長欠児童の問題は、単なる児童個人の問題として「親の無理解」「貧困」等と簡単に片づけてよいものではなく、社会の底に根強く横たわる根本的

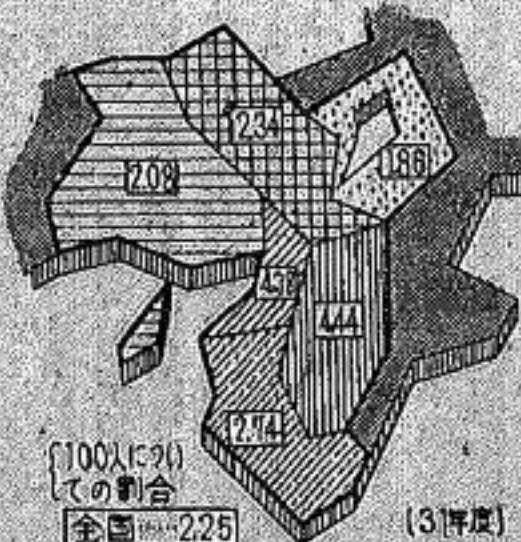
二、調査対象と問題点

【色づき初めた初秋の田舎道を自転車を押し助けた村路、その片隅にひっそりと生きるこの子供たち、健康な顔、つかれた顔、純真な顔、不逞な顔、愛らしい顔、利口な顔……】

七十人にもなるうとするその顔々が、今も、なお私の胸に響くと悲しみをもたらしつつ激しく去来する。(奈良 中尾調査員)

大阪・奈良と言え、全国でも長欠児

第3図 長期欠席率 (中学校)



近畿地区の公立中学校一、〇七五の年から、昭和三十三年五月末日現在において三十日以上連続して欠席し、他に就業している児童を抽出、これによって把握された児童数は二、〇〇九人、その中で事業場へ勤めている者は一、五四六人、長欠児童総数の一六・三%に当る。

この雇用労働の形態にある児童の中で、就業先が明らかにされた調査予定者は一、二七二人(男四七五人、女七九七



資料室

婦人と年少者

じくも語っているが、まことに「天使」の名にふさわしい心温まる話である。

養世一夫一婦を守るという鳥類の名門であり、飛ぶ時は父が先頭、中に子、後は母という家庭的な温かさは、人間社会の諸問題にも何かを示唆しているかのようで、労働問題もこの白鳥一家のような温かさと秩序があれば、年少者、貧乏、失業、災害等の暗い話題も少くなるのではなからうか。

春四月ともなれば白鳥は再び北の国へ去って行くが、市民の心にやがてこの白鳥の心の温かさが刻まれ、明るい労働関係が育まれてゆくこともそう遠くはあまいと、ひそかに思うのは甘くちよいい感傷でしかないか。ともあれ湖畔の街に繰り広げられる円舞曲は労働社会の善良なる慣行確立のいざないとならぬものであるか。少くともこうしたい思いに浸っている間は、私の心に湖水の小波が声なく何かをささやいているようである。

(岡山労働基準監督官 労働基準監督官)

年少者を使う 働く年少者のよいお婆さんになりましょう

- 主婦の方の中には「こんな不満のある方はいませんか」
- うちで働く年少者は――
- 私のいうことをきかない
 - はきはしきしない
 - 注意すると、ふくれる
 - 仕事に、みが入らない
 - 生意気で、扱いにこまる
 - 気がこころが知れない
 - だから、年少者を使うのは――
 - 気がつかれる
 - 不愉快になる
 - どう扱っていいかわからない
 - めんどくさいから、ほうっておく
- △ このころの学校教育もわるい
- 年少者はこんなこともいつています
- うちの、お婆さんは――
- △ 人まえで、ガミガミ叱る
 - △ 態度がきつめたく、こちらの話をきいてくれない
 - △ 主人と主婦のいうことがちがう
 - △ 食事の時に、そばで見ている
 - △ 治所の手伝いや、子守までさせる
 - △ 友だちがくるといやな顔をする
 - △ だから――
 - △ 何だか不愉快で生活が暗い
 - △ バラバラの命令では、どうしていいかわからない
 - △ 仕事がつまらなくなり、やる気がしない
 - △ からの具合までわるくなった気分
- がする
- △ ほかのうちへ、かわりたくなる
 - 年少者とは「こんな人たち」
 - 家庭や学校の、あたたかさの中でくらしがたいので――
 - 職場の不親切、意地わるさが、強く身にしみ、毎日のくらしに影響する
 - 食事に気がねするので、みじめな暗い気持ちになる
 - よその土地からきたものは、方言などをわらわれるのがつらい
 - 休んだり、自分の用事をする場所がないと、おちつかない
 - 心も、からだも、育ちざかりでけしき変りつつある
 - 学校時代は、お互に意見を話しあい、尊重しあっていたので、頭になしに使われると、いやになる
 - いろいろなることを、見たり、したりしてみたい
 - 学校へいきたいものもある
 - 仕事をすることに興味や期待を持ち一生懸命働くことと思っている
 - 自分で「こんな心づかいを」
 - あたかく、まじめな態度で、教えるようにあつかる
 - 年少者の仕事は、あなた自身も大切にしたいやる気持ち
 - 顔色や、態度に、いつも気をつけ、いたわり、はげまし、ほめる話しかけを
- 話を静かに、きいてやる
- 気がねなくごはんや、おかずに手を出せるように
- 疲れやすい代りに、休めばすぐ元気になれるので、休み時間は十分休ませる
- 貧乏や、働く時間、仕事の分相などは、はっきりさせ、それを守る
- 自分だけで、自由に使える場所をきめてやる
- いい趣味、娯楽、勉強にも理解を学校にやれない場合は事情を察して
- いい友だちは、あなたも大切にしてください
- よいお婆さんになるために
- そのほか大切なこと
- みんなが、気持ちよく働けるようにいつも、その間に立つ気持ちで
 - 生活の規律、清潔、整頓などが大切
 - あなたの働きぶり、年少者に親切にするように
 - あなたの身のこなし
 - 自分、健康や、気分を注意していつも、元気で、明るく、広い心を持ってやるように
 - 時には、年少者と一緒に、遊び、話しあい、新鮮な気持ちでやるように
- こんな問題のご相談はいつでも気軽に各都道府県の婦人少年課へ
- 年少者関係リーフレット No. 25

第2表 奈良県同和地区の長欠率

	学校数	在籍生徒数	長欠者数	比率
同和地区の中学校	49	26,890	1,967	7.30
他の地区の中学校	76	20,378	520	2.67

「のびく教育」57号より

全般的に高いのではなく、一定地域にかたまっている児童が多量に発生しているためである。そしてこの傾向は同和地区の「未解放部落」に多く複雑な社会問題を抱えている。奈良県同和地区における長欠率を他の地区と比較してみると次の通りで、その比率が非常に高い（二九年度）。

このように、同和地区は長欠児童の大部分が「未解放部落」に発生しており、その社会環境も、直接「貧困」のみに由来するものではなく、部落全体の経済的、文化的基盤がこの「未解放部落」という不当に圧迫された差別的、非民主的な社会環境のもとに、歴史的につみ重ねられてきたものであることは、長欠就労児童問題においても問題の複雑性と解決の困難さを物語っている。

第3表 業種別児童数

業種	児童数	男	女	比率
計	711	255	456	100.0
農業	8	5	3	1.1
林業	8	6	2	1.1
漁業	18	13	5	2.5
工業	261	39	222	36.8
建設業	77	10	67	10.8
運輸業	17	6	11	2.4
商業	10	5	5	1.4
サービス業	8	—	8	1.1
その他	31	22	9	4.4
生活保護	37	9	28	5.2
その他	22	14	8	3.1
その他	14	11	3	2.0
その他	17	13	4	2.4
その他	16	14	2	2.2
その他	51	25	26	7.2
その他	60	44	16	8.4
その他	19	2	17	2.7
その他	37	17	20	5.2

を落している。生活保護を受けている家庭は約五十世帯で、全体の約一割。医療保護、教育補助を受けているものも多い。だから小・中学校とも、長欠児のほとんどはこの地区の子で、小学校の上級生から中学生にかけて、シラ上りになっていく。（部落より）

同和地区の問題については早くから叫ばれ、各方面で採りあげられてきたのであるが、その成果はなかなか進まない実状である。「差別」という観念的な要因を排除すると同時に、「貧困」という経済的要因の解決に根本的な問題がひそんでおり、それはまた、この地区の長欠問題の解決にも通ずるものである。児童の就業を仲介するあつち人は、殆んど保護

者及びその親族であるが、すでに雇われて働いている者や、年少者の友人等のあつちによるものも一割ほどみられる。謝礼を受け取った者は一人もいない。

前借金については、十二件現われていたが、最高は結婚葬儀の名目で五万円、次いで生活費としての三万円、三万円、一万五千円が各一名、治療費として一万円が一名、他は何れも一万円以下で主に生活費の名目で借りていて、受取人は全部保護者である。返済については、年少者の資金と相殺するというのが半数あり、注意を要する。

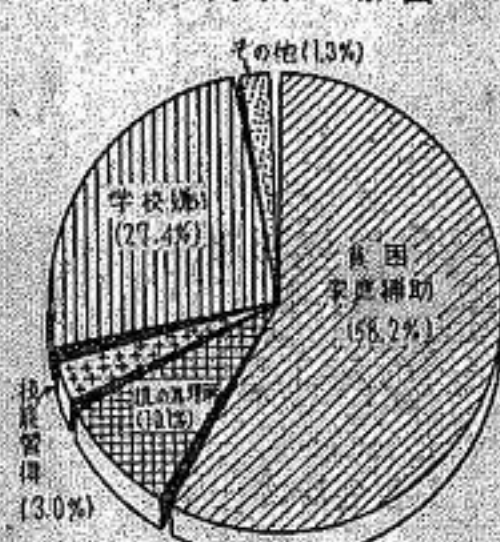
四、就業業種の特徴と内容

商工業都市では本邦随一を誇る大阪の

第4図 調査対象の男女の割合



第5図 長欠の原因



今回の調査では、貧困で「家族補助」のための欠席は約六割で、これは31年度における中国、四国地区調査の四八・六%、30年度の関東甲信越地区調査の五三・九%より高くなっている。

三、長欠の原因と家庭状況

今回の調査では、貧困で「家族補助」のための欠席は約六割で、これは31年度における中国、四国地区調査の四八・六%、30年度の関東甲信越地区調査の五三・九%より高くなっている。

つ。親元の家族数はやはり多く五人（一七%）、六人（二九・二%）、七人（二一・四%）と大家族で、両親または片親を欠く児童は四割で、生活程度も低いものが多い（八二%）。

生活扶助を受けている者は全体の約一割、教育補助を受けている者も五・六%ほどある。

前述の調査結果の三問題点において、前記のように、生活程度の比較的中流家庭の児童が二割近くみられることは注目され、これらの児童は経済的理由を必要

第1表 学年と年齢による長欠児童数

学年	計	12才	13才	14才	15才	16才	17才
計	711	12	126	250	258	54	11
1年	126	12	64	29	15	5	1
2年	266	—	62	137	48	16	3
3年	319	—	—	84	195	33	7

人であるが、調査の結果すでに復学したり、家庭へ帰った非就業者や、就業先不明で調査できなかった者等を除外し、完全に調査できた者は七一人（五六%）であった。

長欠児童は小学校の高等学年から中学校にかけてしり上りに増加する傾向があり、中学校でも今回の調査では三年生が最も多かった。性別では女子が圧倒的多数を占めていることは一つの特色でもあるが、今回クロスアップされた問題は

次の三点である。

第一に、長欠の原因をみると、「貧困」等の個々の経済的要因からばかりではなく、むしろそこから生じた、歴史的、地域的慣習としての欠席、集団的失業の傾向がみられ、その中には比較的中流家庭の子供もかなり入っていること（一八%）である。

第二に、二年、三年と就業期間の長い者が多くいることである。

第三には、その地方の特殊産業と結びついて繊維工業、及び、衣服、身用品製造業、皮革製品製造業等の工業部門に多く就業している点である。

以下これらの内容を明らかにしよう。

第6図 保護者の職業



また、「学校嫌い」によるものも三割弱で、前回調査よりかなり高い比率である。「親の無理解」によるものが一割。「技能習得」のためのものもわずかにみられる（三%）。

ここで、保護者の職業についてみると、上図の通り無職の割合が前回調査（二五・五%）より多くなっていることが目立

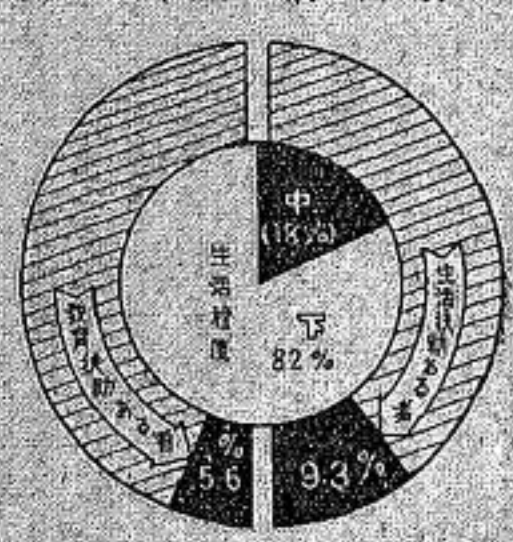
て「勉強が嫌い」とか「友だちも行かないから」「仕事の方が面白い」「学校が嫌い」等、児童自身の心理的なものがあり、一方加うるに地域的慣習がある。

【この地方の人々は、金儲けには大へん熱心であるが、教育等に無関心な人が相当多く、年少者も、その親たちも、また使用者も無頓着で、長欠不就学の子供がたゞさんみられる。学校を長欠して工場、事業場へ働きに行き、そうでない者は個人的に、肩物買い等に、自転車を出かけるというのが多い。工場に勤めている者は比較的眞面目な方である。（大阪・調査員）】

【地域の慣習としてあまりできない手は就業させる傾向があり、この子もその例に準れず、技能習得の意味で就職した。家族状況及び家庭環境もそれなりに悪いとは思われない。両親たちの義務教育に関する認識が必要と思われる。（奈良・調査員）】

大阪・奈良が長欠率の高いのは、県下

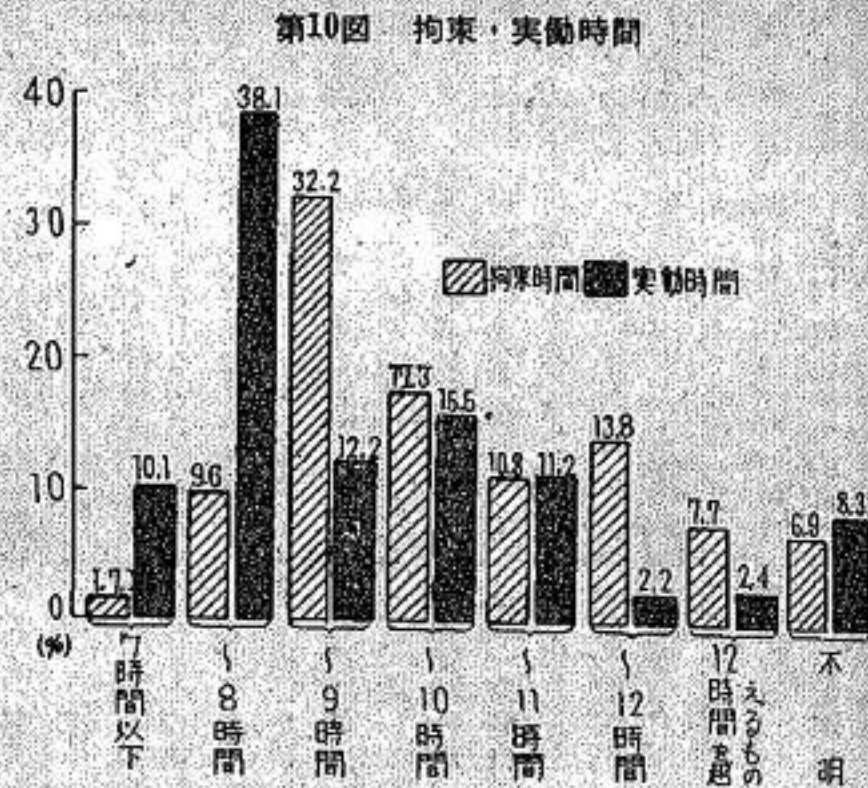
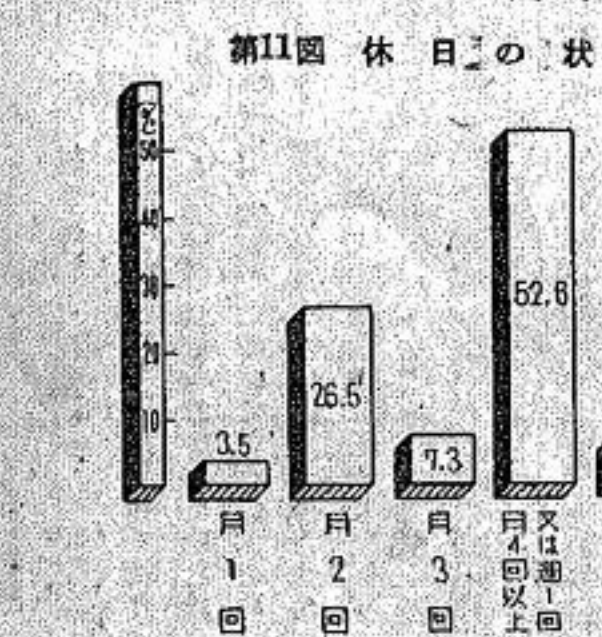
第7図 生活程度



指の切断（自動車部品製造業、両手の切傷（ワイヤロープ製造業）や、火傷（硝子瓶製造業・ダンボール製造業、打撲傷等が二、三みられる。これら災害の費用負担は一応事業主または労災保険で補償されている。また調査員が、危険有害性ありと認めて報告してきたものが、一七件（漁業二、製造業一、その他四）あった。

五、児童の労働条件

大企業にあっては労働協約、就業規則等によって明確に規制され一応理想的な労働条件が与えられ、法律の基本も守られているが、企業自体不安定な中小企業にあっては、もっぱら年少労働者に、不備な結果のすべてがのしかかっている。



第4表 賃金

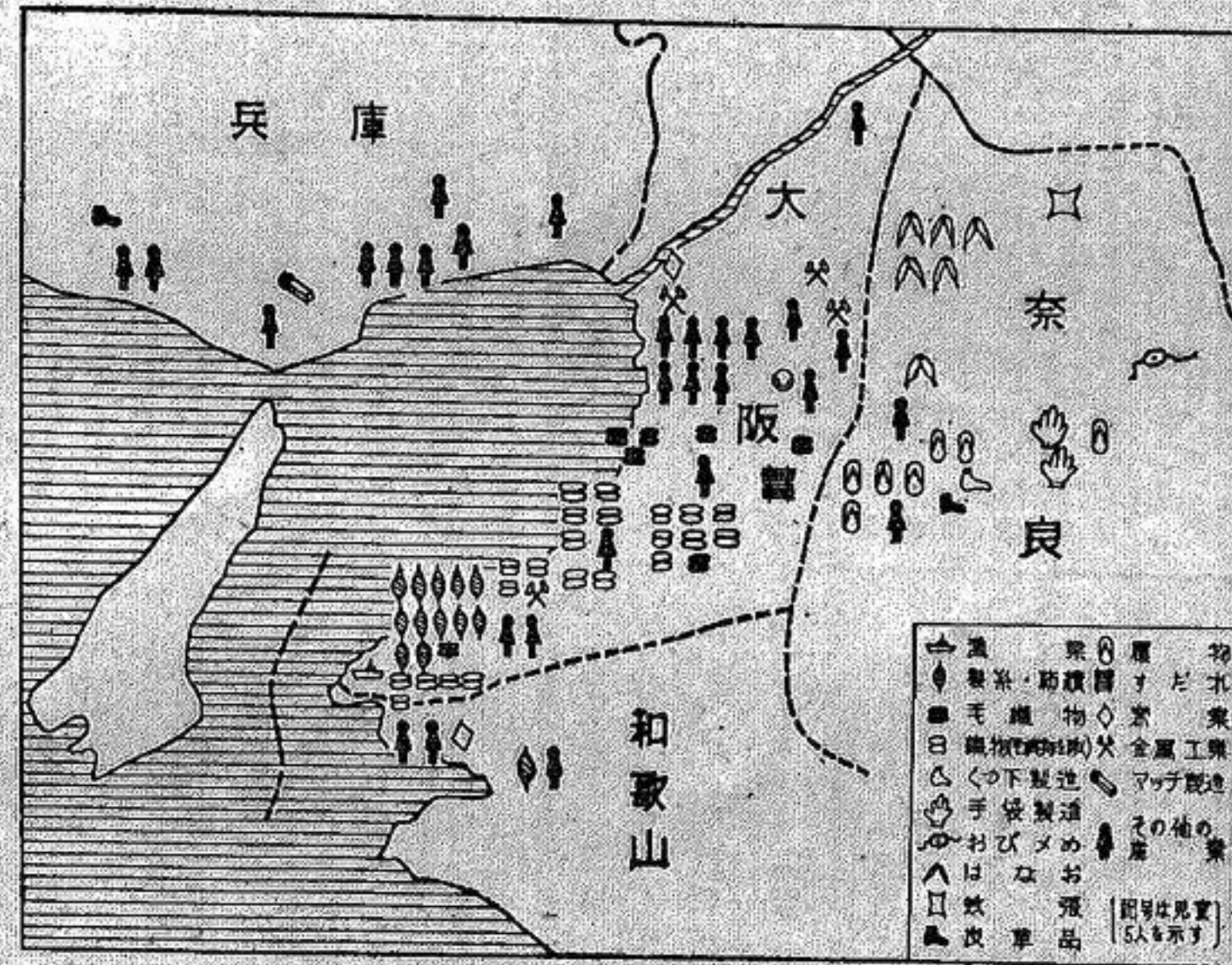
食料支給の有無	現置数	～999	～1999	～2999	～3999	～4999	～5999	～6999	～7999	～8999	～9999	～10,000	不明	平均賃金
有り	125	4	18	19	22	9	8	2	—	—	—	1	6	2,812
無し	586	10	17	30	101	134	92	84	38	23	13	24	2	4,923
繊維工業(本業なし)	255	—	—	6	34	59	44	42	21	16	12	21	—	5,674
繊維工業(本業あり)	37	—	7	2	12	4	5	1	1	2	—	1	—	3,607

修学時間を通算して一日につき七時間を超えざる労働をさせるのはならぬと定められているが、調査対象児童中、実働時間七時間以下の者は一割程度しかおらず、十二時間以上の者も約五割に上る。休日については、月四回以上または週一回以上というものが大半を占め、月二回が全体の四分の一で法定の線は半ば維持されている。ここで、賃金は殆んどみられないが、賃金等の長短が少なくなっている。この他は大抵三、〇〇〇円～六、〇〇〇円、小売業や娯楽・サービス業、建設業、農林業、その他の業種でも非常に規模の小さい事業場においては、休日数が少ないことである。そして全般的に労働時間が二、三時間ほどであった。全般的にこれら労働時間、休日等の状況は、先に行った、物品販売業に従事する年少労働者調査（年少労働調査資料第四集）のそれよりかなり良好で、工業部門に働く年少労働者調査（年少労働調査資料第四集）の結果と同様の傾向がみられる。

次に、賃金についてみると、額の高い者が割合に多いのに注目されるが、全般的に賃金が支給される者の平均賃金は二、八〇〇円、食料支給のない者は四、九二三元と、前回の工業部門に働く年少者の調査より多少上回っている。

今回調査で最も年少者数の多かった繊維工業では、規模の割合大きい事業場に勤めている者が多かったためであるが、表にもみられるように賃金の高い者が多い。男女別の差はあまり現われていないが職種によって相当の開きがある。特に高いのは縫製工（女）、縫製工（男）で平均は八、〇〇〇円～九、〇〇〇円であり、一万円以上の者が三割～五割を占めている。職種で最も多い縫製工の賃金平均が四、八七一元、次の縫製工が五、九四六円とかなり高い。経験年数による賃金差は殆んどみられないが、縫製工等は経験の長い者が多少高くなっている。この他は大抵三、〇〇〇円～六、〇〇〇円、

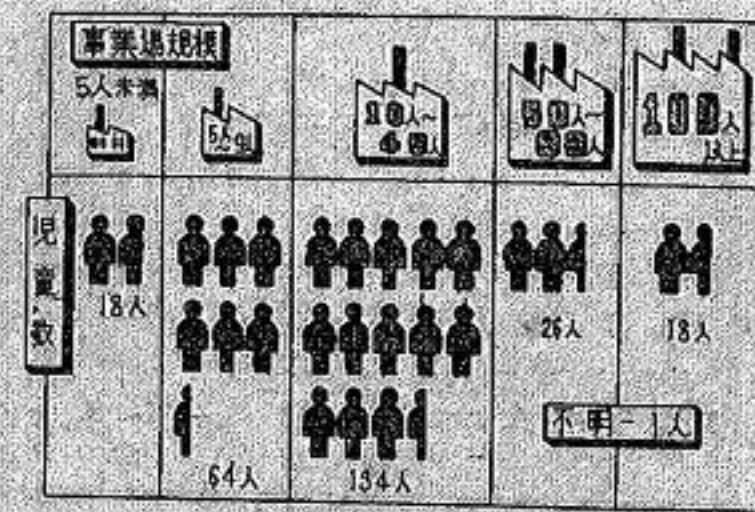
第8図 長欠児の就業業種とその分布



を果たしているのである。閉ざれた就職の門、恵まれぬ経済事情、この部落の人は親も子も、家族全員の生活を支えているのである。これらの仕事は専門的な技術が必要と

供は大人の補助として、型の打抜き、糊付け、ミシン掛け、返し、芯入れ等の仕事を受持っているのである。これらの仕事は専門的な技術が必要と

第9図 繊維工業における事業場規模



いるものもみられた。繊維工業に働く年少者はどんな職種についているのだろうか。最も多いのが縫製工（二六・四％）で、これに次いで縫製工（二四・五％）、リンク工（二四・二％）が多く、その他では、カード工、混紡工、糸紡ぎ工等である。なかには、専門工員と何ら変わらない業務に従事しているものもみられる。

他の製造工業においても同様の状態で、下働き女中・子守等の雑用的職種は割合に多い。このことは前回までの調査とは違った傾向で、常備化している児童が多い。就業期間は六か月～一年のものが最も多く五三％を占めているが、一年～二年のものも三一％あり、二年～三年のものも一三％で、三年を超えるものも六名あった。これは欠席期間とも関連するのであるが、転職しているものもある。労働基準法では、満十五才未満の児童を使用するには、所轄労働基準監督署長の許可を必要とするとしている。そして、この許可も、児童の健康及び福祉に有害でなく、且つその労働が、軽易な非工業部門の業務にのみ限られているものである。今回調査によって現われたような製造工業部門の業種においては原則的に使用禁止されている。使用許可のある者は、新聞販売業の一部を除いて他にはみられなかった。

業務災害は殆んど発生していないが、

図書室より図書寄贈を受け、貸出しについても準備中
書道講習 毎夕六・九時開講
その他の集いに開放
運営 各町の代表者一人をもって運営し、主として店主の息子たちがそのための青年会をつくつてい

(2) 勤労青年会「この家」(藤沢会館) (大阪府東部市) 三三、五、五より開館、持志家より大阪市内に寄贈された既存建物である。二、九三二坪。
宿泊室(定員八〇人)、講習室、クラブ室、図書室(五〇〇冊)、食堂、浴室、スポーツ用具設備がある。
経費 大阪府補助金三〇〇万円と基金により、利用者実費負担予定
運営 大阪府市民共済会が運営
(3) レクリエーションハウス(大阪府柏原町) 三三、七月落成
経費 大阪府補助金と一般募金、利用者実費負担予定
管理 大阪府青少年問題協議会
運営 大阪府青少年野外活動協会
(4) 浜寺公園「海の家」(大阪府浜寺) 返還された駐留軍建築物を改造し、青少年のための設備をととのえる。
経費 及び管理 大阪府
(5) 服部緑地ユースホステル
青少年の休日のための簡易宿泊所
経費 大阪府及び運輸省
(6) 市民館、児童館の開放(大阪府)

三三、五、一八より実施
大阪府青少年問題協議会の要請にもとづき、市内の市民館三、児童館三をユースセンターとして開放、週休制度実施に伴う休日の善用のために、日曜開館を開始
設備費 市青少年問題協議会負担、既存の設備に加えてピンポン、バドミントン、将棋等を置く。
(7) 大阪少年補導センター会館(大阪府天王寺区六万休町) 三三、四月落成
運営 社会法人少年補導協会
資金 特志家の寄付一千万円、その他有志寄付金及び、府、市の会員会費をあてる。
(施設建設の動き)
(1) 店員休養の家(盛岡市)
休日制度の研究と合わせ、住込み店員の休日のつどいのために考慮中
(2) 青少年の園(大阪府)
大阪府を中心とする十六万坪に計画中で、民生局の一千万円の予算により三三年中に完成予定。
(3) 青少年ユースセンター(大阪府)
返還される府警本部を当てる。
地階 食堂、浴室、売店
一階 二階 図書室、遊戯室、卓球場等
三階 集会場、青少年関係団体事務所
(4) 一区一か所のユースセンターの建設(大阪府)
(5) 共同宿舎(埼玉県川口市)

主として市内諸物関係工場に就職するものために計画で、収容人員二〇〇人程度、現在、厚生年金保険積立金庫に融資を手段中
(8) 商店従業員等のための施設(併設)
市商工会議所の新設に含ませて、集金場をつくり読書、娯楽、運動設備をしつて開放する。
二、教育、娯楽について
経営規模からみて、経済的に、また小人数の密接した日常の職場生活の中で、技術的に感情的に、効果をあげにくく、面もある訓練や教育の機会については業者合同の、あるいは地域の官公庁その他の機関の行う講座が、相当活発に行われている。使用者のいいたいことも、「主人から受ける注意」としてではなく、「講義」の形で、不必要なデモンストラシオンなく受け入れられ、日常の忙しい職場生活の中で不足していく一般教養や技能の習得もでき、労使双方に効果を認められているようである。
各地の実施状況をみて、主催者側は相当の熱意と経費をかけて開催しているが、今後の問題としてはこのような講座が多く開かれ、更に多くの青少年が利用するために、このような機会を十分に利用させようという使用者を説得する努力と方法、講座等の内容が従業員の自主的参加意欲をそそぐ、魅力と実効のあるものにするための検討が、さらに必要である。

あるう。
このために、地域社会の各種組織、有志による有形無形の各種の援助もまた、ほしいものである。
なお、これらの講座は「店員学校」従業員セールの講座等々いろいろの名称で開講されている。新規採用青少年のための定期的なもの、その他の青少年従業員のための常時のものなどに大別されるが、内容については、ほぼ同じようである。内容の深淺があるものであるが、それについては詳細には報告をとななかった。
(新規採用青少年のための講座)
(1) 新潟市中央商店街 三五事業場 三三年三月より実施
期間 採用初期、七日間
(2) 富山市 富山専門店会「新入店員教室」期間 五日間、働く青少年の座談会を併せて行う。
(3) 水戸市南町商店会「新入店員講座」三三年四月より実施
比較して、デパートの店員の優秀な実力をみとめ、これに劣る店員を養成しようという計画で、開始した。
期間 六月間
資金 市商店会中の、青年店主会の負担(中級店員講座)
(4) 札幌市 専門店会協同組合青年会 三三、六、六より実施
「店員指導講座」店主教育も併設。
(5) 高松市商工観光会

「店員短期大学」三三年五月より実施
期間 二年二回、一回七日間、午後六時半〜八時半
受講料 無料、定員一〇〇名(第一回八二名、内年少者四二名参加)
これらの各講座の内容について、共通のものは――
接客法、生活の心構え、新入店員の仕事、包装技術、時事問題、労働問題等
その他――
商店街の歴史、店主の体験談、照明の常識、を加えているところもある。
講師は――
大会社等の専門技術者、大学教授、関係官公庁職員、婦人会長、店主、学識者等であり、放送局等のある地域では、アナウンサーによる「話し方」などの講義も加えられている。
(その他の、一般青少年従業員のための講座)
(1) 福井市衣料品問屋街「店員講座」
期日 一斉休業等の日を利用し、月二回開催
資金 事業主一か月一五〇円負担、他に、雑貨品空箱を売り払い、運営資金として積立てている。労働使懇談会、慰安会等も併せて行っている。
(2) 和歌山市商店連合会
(七商店会の連合体)「店員学校」
市、商工課が運営に当たっている。

資金 市二八、〇〇〇円
商店連合会二〇、〇〇〇円
個人参加料一、八〇〇円
(3) 青森県五所川原市内、金商店
「店員学校」三一年より実施
期日 二年二回、一回週三日で十五日間
出席率 労働者六二名(内、年少者四九名)
経費 事業主負担、一回二〇〇円
「移動教室」
同県の大都市弘前市のデパートを見学させ、参考とさせる。
経費 店員負担、一回二〇〇円
(なお、当市では、事業主の理解も深まり、定時制高校、青年学校への就学者が増加してきた)
(4) 名古屋市中区、鉄砲町、末広町本通り問屋共同組合
「書道講座」三三、二、九より実施
期日 第二、第四日曜、午前九・三〇〜一〇・三〇(男子、同一〇・三〇〜一二・〇〇(女子)
会場 末広会館一八畳敷、約五〇人収容
受講者 約一〇〇名、会員登録を發行
経費 組合費より充当、手本代は事業主、受講者は会費一か月五〇円負担
〇「珠算講座」三三、二、一六より実施
期日 第一、第三日曜、午前一〇・三〇〜一二・〇〇(男女合同)
会場 末広会館

受講者 約八〇名
経費 組合費及び、受講者は会費一か月五〇円負担
〇「図書貸出し」三三、五、一四より実施
時間 毎日、午前九時〜午後五時まで
貸出し期間 一週間
場所 組合事務所
蔵書 二五〇冊(市立図書館より五〇冊借受け、組合費より二〇〇冊購入、状況により購入増加の予定)
運営 あらかじめ、図書目録を各事業場へ配布しておき、従業員は事業主の印鑑をもらったうえで借りつける。一日平均四〇冊貸出し。
(5) 高松市商工観光会「先進地視察、研修会」すでに八回実施
青少年従業員を対象とし、京阪神地方等の、都市商店街を見学する。
日程、約三日間、参加者平均五〇名
会費 一
連合会加入店従業員一、八〇〇円
未加入店従業員二、三〇〇円
(6) 大阪市教育委員会「青年学校、日曜講座」三三、六、二二より実施
休日の善用を目的とし、従来の夜間のみの開校を、日曜、昼間にも開くこととした。
期日 毎月第三日曜、午前一〇時〜午後四時、募集五〇名
経費 市教育委員会、テキストのある

場合は参加者負担
内容 (午前中) 商業講座 (午後) 体育、レクリエーション、郷土史等
講師 レクリエーションについては、特に、年長の青年たちが指導する。
(7) 北海道地方専門店会(全道)「一日店員学校」三三、五、八より実施
傘下二十八単位専門店会ごとに、年一回スライドによる修養と実技の巡回教育を行う。
(8) 札幌市商店街振興連合会、「店員学校」三三年五月より実施
期日 一日、三回、参加者六〇〇名
(9) 札幌市旅館組合「サーブ・グレース講習会」二九年より、五、六月の間に実施
旅館組合青年店主たちの企画で始められた。従業員の見聞をひろめるために市内観光地、施設等の見学も行う。一泊旅行計画中。
(10) 帯広市教育委員会「商工青年学校」参加者五〇名、雇用主啓発を現在の主目的とし、雇用主PTAを設けている。
(11) 秋田県、花輪町商工会並びに公民館「店員講座」三三、四、一より実施
資金 商工会
参加者 二〇才未満の男女、三〇名
(12) 京都市社会教育課「働く若い人たちの教室」三三年秋より実施
場所 市内二か所(東山、西陣地区)

期日：約二か月の間に、一〇〇〜一二回
午後七〜九時
参加者：東山地区一〇〇名、西陣地区
四〇〇名
協賛：東山、大口市洋服商工業協同組合
期日：毎週一回及びレクリエーション
は毎月一回
資金：組合負担
00佐賀商工会議所「佐賀市商店従業員セ
ールズ講座（店員学校）」三三・六・
一六より実施
期間：年四回、各四日間、一日三時間
午前、午後に分かれ、仕事の都
合により、どちらかを選ぶ。
経費：佐賀市及び商工会議所、商店連
盟にて負担
参加者：一回、一八〇名程度（内、年
少者二〇名）
00埼玉県商工会「店員のための簿
記講習会」三三年より実施
期日：一か月に七日間、午後六時〜九
時、但し、毎月ではない。
経費：商工会負担
（その他）
(1)「巡回文庫」大口市青少年協、三二、四
月より実施
問屋街の店員を対象とし、一〇〇冊を
一箱として、六か所に分散配置し、二
〜三か月で巡回する。
貸出料は無料
慰安、娯楽等

慰安、娯楽の行事、あるいは設備を
(1)「巡回文庫」大口市青少年協、三二、四
月より実施
問屋街の店員を対象とし、一〇〇冊を
一箱として、六か所に分散配置し、二
〜三か月で巡回する。
貸出料は無料
慰安、娯楽等

ている集団も多かったが、その内容に
ついては、旅行、慰安演芸会、等ほぼ似
たようなものであり、ここでは新しい動
きと思われるものについて記載する
ことにする。
映画割引制度は、引続き各地で実施
増加している。
(1)埼玉県所沢市、所沢休日旅行連合協
会の設置（商工会議所内）
「商店員対象の、レクリエーション講
習会」三三・六・二二より実施
新しく休日制度が定められ、これにと
もなる休日の費用について、計画的に
レクリエーションを含む娯楽活動をする
ことを目的とする。この講習会
もその一環として、実施されたもの。
(2)大阪市、井田問屋街協同組合、三三・
五・一一実施
現在二八チームを編成、資金は、協同
組合負担
週休制にともない、休日の費用奨励の
ために、今後、日曜ごとに、練習場を
借り上げて行う予定
(3)大阪市、働く青年、映画、野球友の会
三三年五月より実施
「プロ野球入場割引制度」
従来「映画友の会」による映画割引を
実施してきたのであるが、今回よりプ
ロ野球入場についても、割引制度を拡
大することになった。
球場：大阪球場、日本生命球場
割引率：球場及び、対抗チームの編成

の種類のより、六〇〜一五〇
円の学生なみで実施してい
る。
(4)映画割引（鳥根東松江市）三三・六・
二〇より実施
対象：松江市内の年少労働者、技能養
成工、推定一、六〇〇名
松江市内全館に適用
割引率：三割引
証明書：監督署より発行
今後、映画以外の各種娯楽、展覧会等
にも適用を考慮中で、そのために、証明
書は「映画割引券」ではなく、「年少者
証明書」として発行
(5)映画割引（鳥取市）三三・八・一実施
対象：技能養成工のみに適用（一般年
少者については、交渉中）
割引率：二〜三割引
証明書：労働基準局発行
(6)埼玉県、川口市及び浦和市商工会議所
三三、六月より実施
「中小企業の従業員のためのレクリエ
ーションのあせん」週休制の実施に
ともない、市商工課と連絡、観光、遊
覧旅行等のあせんを行う。
(7)「新規就職年少者の慰安、激励の会」
この種の会については、全国的に盛
んに行われるようになった。主催には
果市当局、商工会議所、業者団体等の
単独または、共催の形である。
その他
(1)「商店主婦のための講座」埼玉県、浦

和市商工会議所 三三、七月より実施
従来は、店主のための経営講座を行っ
てきたが、今回より、主婦を対象とし
た、年少労働者に関する講習会に切り
かえ、春秋四回行う。
(2)北海道地方専門店会（全道）「職員手
帳」の発行
（教養・娯楽についての動き）
(1)「店員学校」佐賀県男女にわけ、本
年度、県下数か所で行う計画
(2)「映画割引、海の家族、スポーツ大
会等」和歌山市内、中心商店街
一斉休業日を十分に利用し得るよう
計画、市商工課、労働基準局、婦人少
年室が協力、実現努力中。
(3)「映画割引」鳥取県、技能養成
工については、実施しているが、一般
年少労働者に及ぼすために努力中
(4)「レクリエーションの会」大阪労働協
会、三三年七月より開始予定
問屋街を対象とし、従業員の週休日活
用のために計画
経費：労働協会、中小企業新聞社負担
参加者よりその都度二〇〇円程
度を徴収の予定
内容は娯楽・バス利用の座談会等を含め
たピクニック等
(5)「映画割引、休日野球等」埼玉県、秋
父市週休制による休日費用のために、
戦前、商店法時代にも行っていた。こ
れらのことを復活し実施計画
（以上）

の種類のより、六〇〜一五〇
円の学生なみで実施してい
る。
(4)映画割引（鳥根東松江市）三三・六・
二〇より実施
対象：松江市内の年少労働者、技能養
成工、推定一、六〇〇名
松江市内全館に適用
割引率：三割引
証明書：監督署より発行
今後、映画以外の各種娯楽、展覧会等
にも適用を考慮中で、そのために、証明
書は「映画割引券」ではなく、「年少者
証明書」として発行
(5)映画割引（鳥取市）三三・八・一実施
対象：技能養成工のみに適用（一般年
少者については、交渉中）
割引率：二〜三割引
証明書：労働基準局発行
(6)埼玉県、川口市及び浦和市商工会議所
三三、六月より実施
「中小企業の従業員のためのレクリエ
ーションのあせん」週休制の実施に
ともない、市商工課と連絡、観光、遊
覧旅行等のあせんを行う。
(7)「新規就職年少者の慰安、激励の会」
この種の会については、全国的に盛
んに行われるようになった。主催には
果市当局、商工会議所、業者団体等の
単独または、共催の形である。
その他
(1)「商店主婦のための講座」埼玉県、浦



煙火製造事業場の 調査について

—女子雇用の実情を中心として—

煙火製造事業においては、最近、爆発
等の事故が増加している実情に鑑み、婦
人少年局では、このたび、女子労働者保
護の見地から、これら事業場の実態調査
を行った。この報告は、その調査の概要
である。

煙火製造関係事業に於ける事故に
ついては、関係方面から、種々問題点を
指摘され、一般の関心を呼んでいること
であるが、最近特にこの種事故の多い
原因として、その企業が零細であるこ
と、したがって製造設備も十分整備され
ていない。花火大会等が近年とみに増加
し、それに伴い、事業場数も多くなつて
いること等があげられる。また、臨時に
労働者を多数雇用しており、その中で、
女子労働者が多数を占めていることもそ
の特徴で、婦人少年局が、特に、この調
査を実施したゆえんも、この点にあると
いうことができる。

調査した事業場は、各都道府県内に、
当該事業が、二以下の場合には、その全
数、三以上の都道府県については、婦人

少年室が任意に選択する二事業場とし、
事業の規模、労働者数の推移、男女別勞
働者の構成、労働条件、過去の災害等を
主としてこれを実施した。
煙火の製造については、火薬取締
法（昭和二年五月四日法律第一四九
号）により、許可を必要とする。玩具
用煙火等一部のものは、同法の適用を
うけないが、都道府県により、条令で規
制しているところもある。この調査の
対象は、販売業者を除いた、煙火（玩
具用煙火等を含む）製造事業である。

1 事業場及び雇用労働者数

昭和三年七月三十一日現在で、婦人少
年室から報告のあった、煙火及び火工品
製造の事業場は、三三五であった。この
うち、実際に調査を実施した事業場は、
六七である。

煙火及び火工品製造事業場は、その殆
んどが極めて零細な企業で、しかもその
需要が、季節的に変動するため、時期に
より休業するものも少なくなく、また、農

家の副業として行っているものもある。
二、三の事業場では、製造工程の一部を
一般家庭に内職として委託しているとい
う事業もあり、家庭での事故が予測され
ると報告している。三三五事業場のうち、
家族労働の事業（臨時に労働者を雇用す
る事業を含む）が六八も数える事実から
も、企業が如何に零細であるかを伺い知
ることが出来る。雇用労働者のいる事業
家族労働のみのもの、休業及び不明のも
のに分けて見ると次の通りである。

区分	事業場数	比率
雇用労働 家族労働 休業 不明	一九五 六八 六四 三三	五八・二％ 二〇・二％ 一九・二％ 二・四％
計	三三五	一〇〇・〇％

右のように家族労働者のみの事業場が
全体の二〇％を占め、また、雇用労働者
のいる事業場を現実に見ると、常用勞
働者九人未満の事業場が七一％を占めて
おり、五〇人以上の労働者を雇用する事
業場は二％に過ぎない。一事業場当りの
労働者数は、九・一人で、男女別労働者
の割合は、男子四一・四％に対し、女子
は五八・六％となっており、女子労働者
の占める割合が多くなっている。

2 労働者の構成

実際に調査を実施した六七の事業場の
うち、家族労働者のみの事業八を除いた

五九の事業場について、女子労働者を年
齢別にみると、
一八歳未満 六・四％
一八歳〜二九歳 五〇・三％
三〇歳以上 四三・三％
となっており、比較的若年層の者が多
いのも著しい特徴である。したがって未
既婚別でも、未婚二九一人に対し、既婚
者二七〇人で、既婚者の割合が非常に多
くなっている。さらに、女子労働者六二
四名中本年七月一日現在の臨時労働者が
一〇九名となっており、これら臨時の女
子労働者は、業務の繁忙な夏季のみに雇
用されるものと考えられる。

3 業務の繁閑に伴う女子労働者数の推移

煙火及び玩具用火工品の需要の殆んど
が夏季であるため、七月〜八月が最も繁
忙な時期で、この場合は、事業場近隣の
主婦、学生アルバイト等を臨時に雇用し
て労働力の不足を補っている。三八の事
業場について、昭和三年八月から同三
年七月に至る一箇年の各月末日の女子
労働者の推移を見ると、

三二年八月	一四三	三二年二月	一〇二
九月	一〇三	三月	一一一
一〇月	九八	四月	一〇七
十一月	九六	五月	一〇四
十二月	一〇二	六月	一〇四
一三一年一月	一〇〇	七月	一一二

昭和三年一月一日末現在一〇

○とする。
となっており、七月及び八月に女子労働者数が最も多くなっている。

4 女子労働者の業務内容

火薬類を取扱う業務であるから、製造工程のうちで、いろいろの危険を伴うのは当然と思われるが、男子労働者の作業内容と比較して見ると、比較的危険な作業には男子が従事し、女子は、単純な手先を使用する作業に従事しているのが一般のようである。

即ち、火薬の割合、仕込み、その他花火を打上げる場所に出張して花火の仕上げ、仕掛等の業務を行うのが男子で、女子は、火薬の計量、包込み、導火線の作成、包装のり付け、火薬を仕込んだ玉を張り合わせる玉張りの仕事等である。製造工程の中で女子が如何なる部門に従事しているかを見ると火薬製造の某工場の場合には、

① 黒色火薬、黄色火薬を割合製造
② 紙パイプ（長さ四センチ、直径六ミリ）にプレスで黒色火薬をつめる

また、玩具用煙火の「流星」を製造する工場の作業工程とこれに従事している労働者について見ると、

① 黒色火薬、黄色火薬を割合製造
② 紙パイプ（長さ四センチ、直径六ミリ）にプレスで黒色火薬をつめる

③ 紙パイプに黒色火薬をつめた上に黄色火薬をつめ、封をする

④ 黒色火薬をつめた部分に足踏みの「きり」で穴をあける

⑤ その穴に導火線を突込む

⑥ 出来上がったものを、採色した竹に紙で巻きつける

以上の製造工程のうち、①～④は火薬取扱主任である事業主と男子労働者が行い、⑤及び⑥の工程が女子の職場となっている。黄色火薬の割合が最も危険とされ、弱い衝撃でも爆発することがあるといわれ、黒色火薬は、火気を近づけない限り安全であるとされている。

5 災害事例の概要

煙火及び火工品の製造に關しては、災害を防止し、また、公共の安全を確保するため、法律または都道府県の命令により製造、貯蔵、運搬その他の取扱いは規制し、必要に応じ、立入検査を行う等、特別に、監督されるのであるが、事業の性質上災害は非常に多い。調査の対象となった六七事業場のうち、昭和二十五年以降本年七月末日までの間に爆発等の事故のあった事業場は三八を数え、このうち、二回以上の事故のあった事業場は一〇となっている。最も多い事業場では八回の事故を起こしており、事業場数に対する事故件数（延数）は、事業場六七に對し、事故件数五二で七八％となっている。

これらの事故は死者を出し、また、建物その他製品の焼失等、何らかの人的、物的損害を被っているのが通常である。報告のあった災害のうち、一、二の例をあげると次の通りである。

M 工業所 労働者数 男五名 女二〇名

一、事業内容 玩具用煙火製造
二、災害発生日時 昭和三十一年四月二六日午後二時一〇分
三、被害状況 死者 女子一名
作業場建物及び半製品、裁断機全焼
四、災害の発生状況

被害者である女子労働者Sは、作業場で男子労働者Mの煙火延紙の繰切り裁断の補助者として煙火延紙を赤青黄一組五枚の色わけ取りする中、午後二時一〇分頃煙火延紙の一枚より接触発火した。被害者は自分の手先から発火したため、同作業場で横断を行っていたMに消火の助けを求めたが、火の廻りが意外に早く、作業場は、煙と火に覆われ、同作業場で働いていた男女六名は、直ちに逃散したが、被害者Sは逃げ遅れて窒息死したものである。

K 煙火（株） 労働者数 男一〇名 女一〇名

一、事業内容 煙火製造
二、災害発生日時 昭和三十一年七月三〇日午後二時三〇分
三、被害状況 死者 男子一名 女子二〇名

傷者 男女各一名（傷火により重傷）
本道モルタル約二五坪及び製造中の花火を焼失
四、災害の発生原因
太陽の直射熱により黒色火薬が他の物件にふれて発火し易い状態におかれていたこと、工場内に黒色火薬が、風または取扱不注意等のため、コンクリート床等に一部飛散し、火薬のうえに加工工具等が落下し、その摩擦、衝撃等のため、黒色火薬が発火爆発したのではないが、また、定員六名の工場に一三名の労働者が作業していた、一三名中五名が臨時工で、その中の女子一名は採用後三日目で、危険な黒色火薬の取扱または導火線加工等の不慣れによる取扱不注意に起因しているのではないかと推定されている。

働く年少者の休日に通天閣を解放

大阪市では、市内開業街の過剰利用を機会に、商店街に働く青少年に休日をはばかして遊ばせよう、と、通天閣観光株式会社の地下室の無償提供を受け、これを「ス・センター」にすることを決定、九月止前から工事に着手した。地下室は延べ百九十坪で学習室、集會室、子供クラブ、相談室など九つの部屋がある。完成は九月末の予定。（毎日新聞）



資格を要する婦人の職業（その一）

職業をもつて働く婦人の数は年々増え、その職業領域も在来の事務、販売、生産部門から、専門的、管理的、技術的部門にまでのびてきています。このような最近の事情にかんがみ、このたび婦人少年局では、「婦人の職業案内」として一定の資格を必要とする職業四〇種をえらんで、編さん刊行しました。その中から、自由専門的職業、管理的及び公務的職業のいくつかをとりあげ、数回にわけて紹介してみましよう。

生活改良普及員

生活改良普及員は、戦後に新しくできた婦人の職業で、昭和三十三年三月末現在で全国に一、五九七人が活動しています。仕事の内容は、おもに農家の主婦を対象にして衣・食・住全般にわたり、巡回指導・講習会・展示会等を通じて、農民生活の改善に關する生活技術の導入と知識の普及指導にあたります。また出版物や、農民生活の改善を目的とする婦人のグループの協同活動をおして、農村に根強く残っている迷信の打破、封建性の啓蒙など農村婦人の意識をたかめるための援助を行い、農村生活を明るくするために大きな役割をはたしています。

イ. 生活改良普及員年齢表

年齢	20才以下	21~25	26~30	31~35	36~40	41~45	46~50	51才以上	不明	計	平均年齢
総数	1人	358	337	186	195	178	138	57	16	1,466	35才

ロ. 同 学歴表

学歴	大学	旧専	短大	生活改良普及員講習所	高専	養正学校	保健師養成学校	師範	農業学校	高女	その他	不明	計
総数	32	164	176	135	76	29	27	128	37	573	81	8	1,466

ハ. 同 前歴表

前歴	なし	女学校、青年学校、幼保園、小学校、中学校教諭	研究所、大学研究室助手	栄養士	看護婦、保健婦、助産婦	幼稚園教諭	試験場、役場、農協、県庁事務	会社事務	計	
総数	417	201	165	12	18	57	19	535	42	1,466

（昭和31年度末・農林省調）

生活改良普及員になるには、都道府県の命令で定める資格試験をうけて任用されなければなりません。この試験はあくまで資格試験ですから合格した者が全部採用されるとはかぎらないわけです。

○生活改良普及員資格試験

1 新制大学、都道府県立農業講習所等において家政に關する正規の課程を修めて卒業した者、および当該課程を修める者のうち試験実施日から起算して三か月以内に卒業見込の者、旧大学・旧専門学校等において家政に關する正規の課程を修めて卒業した者、旧実業学校、旧中学校新設女学校教員検定規定により、家政に關する学科目の検定に合格した者。

2 新制高校・旧中等学校・旧実業学校・旧高等女学校・旧中学校等を卒業した者、または大学入学資格検定や旧専門学校入学検定の合格者で、卒業または検定合格ののち当該試験の実施期日までに次の(イ)もしくは(ロ)の職務に従事した期間、または(ハ)にわたる期間を通算して三年以上に達する者。

(イ) 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の家政に關する試験研究機関や教育機関における試験研究または教育。
(ロ) 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における家政に關する技術についての、普及、指導奨励または

は実務

試験方法

1 筆記試験（新制大学卒業程度）
必須科目 一般常識、住居、食物、家庭管理、家庭保健衛生
選択科目 農業一般、育児、家庭生物、家族関係、教育のうちから受験者の指定する二科目。

2 実地試験

農民生活の改善に關する指示および実地展示を行うために必要な科学的技術と知識。

3 口述試験

社会常識その他生活改良普及員として必要な能力を判定します。

試験は毎年一回が原則ですが、特に必要があるときは臨時に行われます。試験の実施期日、場所等は試験期日の六十日前までに公告されます。

ただし次の一に該当する人は試験を受けなくても資格が得られる特例があります。

この場合は都道府県知事に資格認定申請書を提出して資格認定書の交付を受けなければなりません。

1 新・旧の大学、旧専門学校で家政に關する正規の課程を修めて卒業した者
2 国、地方公共団体の試験研究機関、農林大臣の指定するその他の試験研究機関、新・旧の大学、旧専門学校、高等女学校、旧中学校その他農林大臣の指定する教育機関において、さい

「きん五年のうち三年以上家政に関する試験研究または教育に従事した者」

2 右の者と同一學歷をもつて、地方公共団体、農林大臣の指定する団体に於いて、家政に関する技術についての普及または指導業務に従事した期間が、きん七年のうち五年以上に達する者、(4)家政に関する技術についての普及または指導業務に従事した期間と、家政に関する試験研究または教育に従事した期間とを合算して、きん七年のうち五年以上に達する者等である。

生活改善委員の初任給は、任用する都道府県によって多少の相違はあり、すが、短大卒業の學歷で本俸七、四〇〇〇円程度です。

保健婦

昭和二十三年七月に公布された保健婦助産婦看護婦法にもとづいて、保健婦、助産婦、看護婦になるには、それぞれの国家試験に合格して資格を得なければならぬ。厚生省に於いて、昭和三十一年末現在で就業している保健婦の数は、一、一五六人で、勤務先の内訳は保健所五、二四五人、国民健康保険団体三、五八四人、市町村役場一、二八八人、工場事務所(所謂病院を含む)七六六人、病院一七五人、都道府県庁一七四人、農業協同組合六四人、保健婦学校および養成所五五人、その他八〇五人である。

となつています。保健婦はこれらの勤務先を拠点として個別的または集団的な保健指導の業務にたずさわります。また受胎区域の家庭を訪問して、在宅療養者や乳幼児、妊産婦その他公衆の保健指導にあたり、工場で働く場合は衛生管理者の資格も得て両方の仕事を兼任することが多いようです。その活動は国民の健康増進や衛生思想の向上に著しい影響を及ぼし、特に農漁村の衛生改善に寄与しています。

保健婦国家試験を受けられる人は(1)文部大臣の指定した学校で六か月以上保健婦になるのに必要な学修を修めた者、(2)厚生大臣の指定した保健婦養成所を卒業した者等です。(1)に該当する学校は、高知女子大学家政学部看護学科、東京大学医学部衛生看護学科(ともに四年制)、聖路加短期大学研究科(近く指定の予定)の三校です。(2)に該当する養成所は全国で三十三か所設置され、詳細は都道府県の衛生部主務課でわかります。試験は次の科目について二回行われます。

公衆衛生及び予防医学(厚生行政、社会統計、学校衛生、産業衛生、母性及び小児衛生、伝染性疾患予防、慢性疾患予防) 公衆衛生看護の原理及び実務、公衆衛生看護(母性保健指導、乳幼児保健指導、学校保健指導、伝染性疾患予防指導、産業保健指導、慢性疾患保健指導)

保健婦国家試験を受けられる人は(1)文部大臣の指定した学校で六か月以上保健婦になるのに必要な学修を修めた者、(2)厚生大臣の指定した保健婦養成所を卒業した者等です。(1)に該当する学校は、高知女子大学家政学部看護学科、東京大学医学部衛生看護学科(ともに四年制)、聖路加短期大学研究科(近く指定の予定)の三校です。(2)に該当する養成所は全国で三十三か所設置され、詳細は都道府県の衛生部主務課でわかります。試験は次の科目について二回行われます。

弁護士

弁護士は、当事者その他関係人の依頼または官公署の委嘱によって訴訟事件、非訟事件および訴願、審査の請求、異議の申立等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うのが職務で、基本的な権限を擁護し、社会正義を実現することを使命とされている職業です。従って弁護士は深い教養と、高い品性の陶冶(陶冶)に努め、法令および法律事務に精通していることが肝要です。

弁護士の資格

弁護士の資格は、後で詳述する司法試験に合格後、司法修習生の修習を終えた者になつていますが、特例として(1)最高裁判所の裁判官の職に在った者、(2)司法修習生となる資格を得た後、五年以上簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所書記官、法務事務官、司法研修所・裁判所書記官研修所もしくは法務研修所の教育等、(3)五年以上別に法律で定められた大学の法学部、専攻科または大学院において、法律学の教授または助教の職に在った者等も有資格者とみなされます。一九五八年五月末現在で日本弁護士会に登録されている正会員は(外人弁護士

は正会員)六、四二六二人です。婦人は三十一名で、昭和十五年にはじめて婦人弁護士が誕生して以来、増加の傾向を認めています。とりわけ離婚や財産分与等の事件では、女性の立場から弁護を必要とすることも多いので、今後の活動が期待される職業といえましょう。

さきに述べたように弁護士になる資格は司法修習生の修習を終えて、司法修習期間中に手当として月一、八五〇円と、ほかに一般公務員などの手当が支給されます。

司法修習生

司法修習生は、司法試験に合格した者のなかから最高裁判所が採用します。採用された二年間の修習後、試験に合格すれば司法修習生の修習を終えることになり、修習期間中は手当として月一、八五〇円と、ほかに一般公務員などの手当が支給されます。

司法試験は、裁判官、検察官または弁護士を志望する者にたいして、その学力および应用能力を有するかどうかを判定するためにあるとされる国家試験で、司法修習生になるためにはまずこの試験を通過しなければなりません。

(第一次試験)

第一次試験は、学校教育法に定める大学卒業程度で、一般教養科目について筆記の方法で行われます。受験資格には別に定められていません。

婦人界の動き

(八月十六日・九月十五日)

十九日 各企業、会社の技術上の相談指導を行う技術士第二回国家試験に、最年少三十歳超一点で上田広子氏が合格した(金属部門)

二十一日・三十一日 太平洋及び東南アジア地域の婦人が互いに理解と友情を深め、協力して社会的諸条件の研究、改善を行い、世界平和のために貢献することを目的とした第八回汎太平洋東南アジア婦人会議が開かれ(主催、汎太平洋東南アジア協会、於・東京)カナダ、アメリカ、ハワイ、インドなど同地域二十四か國の婦人代表約百七十人が参加、「太平洋及び東南アジア諸國の地域共同社会の発展と婦人の役割(1.食物と健康、2.地域共同社会の指導者養成、3.人口問題と人口調節)」の議題で、意見の発表や討議を行った。

二十一日 八月二十五日から九月四日まで、ギリシャのアテネで開催される国際婦人同盟第十八回総会に出席のため、日本婦人有権者同盟副会長小池順子氏が羽田を出発した。

二十二日 藤田たき氏は、九月にアメリカのニューヨークで開催される国連第三十三回総会の日本政府代表(藤山外相他四名)の一員に任命された。

二十三日・二十四日 第四回日本母親大

会が開かれ(主催、日本母親大会準備会、於・東京)全国各地から参集した母親連(第一日一分科会約五千人、第二日一全体会議約一万人)が、地方での討議を基に、教育、社会環境、健康、教養など十一分科会、三十会場に分れて討議協議を行った。

二十七日・二十九日 婦人民生、児童委員代表者全国協議会が開かれ(主催、厚生省、全国社会福祉協議会、新生活運動協会等、於・群馬)各都道府県婦人民生(児童)委員代表、関係機関代表など三百五十人が「地域において母子保健、児童福祉の活動をどのように進めるか」「婦人委員がその機能を発揮するためにどのような配慮が必要か」「新生活運動における婦人委員の活動分野」の三点から研究、協議した。

十三日 勤務評定反対闘争に伴う日教組の授業放棄と、総評の登校拒否戦術が行なわれる十五日を前に、母親の立場から紛争両当事者に反省を求め、主婦連合会(奥むめお会長)、全国地域婦人団体連絡協議会(山崎しげり会長)、日本婦人平和協会(山崎光子会長)、日本婦人有権者同盟(藤田たき会長)、日本基督教女子青年会(植村現会長)、日本基督教婦人矯風会(沢野くに会長)などを中心とする各婦人団体代表は、「教育問題を政治闘争から切り離し、冷静に善処してほしい」旨の要

望書を、文部省、日教組、及び自民社会両党の四者に提出した。

★働く年少者保護運動のつどい

ことしは、全国五ブロックごとに一県に集って、労働省後援の「働く年少者の生活文」の労働大臣賞授賞式のつどいをします。

このつどいを開催する県は東北ブロックから始まって宮城(十一月五日)、東京(四日)、三重(五日)、広島(十一日)、長崎(七日)の五県ですが、当日は授賞式に加えて、いろいろと楽しい計画を持っています。

東京では次のような計画で行います。

日時 十一月四日 九時半〜十二時半
場所 第一生命ホール(日比谷)

第一部 RKO封切映画 「アイズ」 快機ソロ歌唱指導

第二部 あいさつ 労働大臣 その他

授賞式 働く年少者の生活文労働大臣賞 十四人と二グループ

感想発表 その他、補知事賞

おはなし 松田ふみ子(サンデー毎日編集長、生活文選者)

授賞者は午後から都内観光バスで見物おみやげもいろいろ用意してあります)

三十三歳以下

に制限はなく、だれでも受けられますが、次の一つに該当する人は免除されます。(1)学校教育法に定める大学において学号を得るに必要な一般教養科目の学習を終えた者、(2)旧高等学校令による高等学校高等科、旧大学令による大学予科または旧専門学校令による専門学校を卒業し、または修了した者、(3)旧高等試験令による高等試験予備試験に合格した者またはその免除を受けていた者等です。

第二次試験は第一次試験に合格した者、または第一次試験の免除者に限り、筆記試験(憲法・民法・商法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法の七科目)と次の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目、行政法、破産法、労働法、国際私法、刑事政策。

口述試験(筆記試験合格者にたいして、憲法・民法・商法・刑法・民事訴訟法および刑事訴訟法の六科目について行われます。

以上の職業のほか、国や都道府県の試験を必要とする自由専門的職業として、医師、歯科医師、薬剤師、教員、栄養士、看護婦、准看護婦、助産婦、裁判官、公認会計士、税理士、建築士等があります。ここでは割愛いたします。

(婦人労働資料第六号参照)

女子の就業者数と完全失業者数 (1958 年 5 月)

産 業 別		女 子	男 子	男女計中 に計める 女子割合	女子の雇 用率 構成率	女子の前 年同月の 比較
総	数	万人 1,901	万人 2,617	% 42.1	%	万人 + 65
就 業 者	自 営 業 者	268	810	24.9		+ 8
	家 族 従 業 者	1,021	443	69.7		- 1
	雇 用 者	612	1,364	31.0	100.0	+ 58
	農 林 業	26	25	52.0	4.2	- 8
	漁業及び水産養殖業	* 2	18	10.5	0.3	+ 1
	鉱 業	* 5	41	10.9	0.8	0
	建 設 業	22	121	15.4	3.6	+ 1
	製 造 業	207	480	30.1	33.8	+ 3
	卸売、小売、金融、 保険、不動産業、 運輸、通信その他の 公益事業	144	230	38.5	23.5	+ 9
		26	179	12.7	4.2	+ 27
	サ ー ビ ス 業	166	162	50.8	27.1	+ 1
	公 務	15	108	12.2	2.4	- 3
完 全 失 業 者	21	30	41.2		- 3	

(1958 年 5 月)

産 業 別	女 子	男 子	男子に對 する女子 の割合
総 数	円 9,044	円 20,934	% 43.2
鉱 業	8,708	20,025	53.6
製 造 業	7,846	20,357	38.5
卸 売 業	10,146	21,222	47.8
小 売 業	14,320	28,815	49.7
金 融 業	11,015	25,161	43.8
不 動 産 業	12,547	22,361	56.1
運 輸 通 信 業	14,641	25,723	56.9
電 氣、ガ ス 水 道 業	7,712	16,555	46.6
建 設 業			

「註」1) *印の数字は特に誤差率が大いから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの
万位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその
内訳の合計に必ずしも一致しない。一総理府統計局労働力調査一

一労働省労働統計調査部
毎月勤労統計調査一

(1958年3月)				(1958年4月)			
産 業 別	女子	男子	男子に 対する 割合	女子	男子	男子に 対する 割合	
総 数	9,192	21,528	43.2	9,410	21,264	44.3	
鉱 業	8,417	19,461	43.3	8,529	19,632	43.4	
製 造 業	7,712	20,021	38.5	8,080	20,493	39.4	
卸、小売業	9,931	20,806	47.7	10,740	21,934	49.0	
金融保険業	19,174	43,325	44.3	15,490	30,825	59.3	
不動産業	10,347	24,050	43.0	10,219	23,897	42.8	
運輸通信業	12,203	22,421	54.4	13,474	23,304	57.8	
電気、ガス、 水道業	14,931	26,160	57.1	14,495	25,652	56.9	
建 設 業	7,716	16,588	46.5	7,343	16,331	45.0	

婦人少年局ニュース

○婦人少年問題審議会

婦人問題部会開催

九月一日、東京神田一ツ橋の如水平會館において労働者家族問題、および福祉対策を議題として、婦人少年問題審議会婦人問題部会が開かれました。

出席者は安済委員、氏家委員、坂西委員、西委員、原島委員、丸沢委員、森委員の諸氏でした。

○一人一か月平均現金給与額訂正
毎月このページに掲載している「一人一
か月平均現金給与額」表中、三、四月分は
本誌に掲載後、数字に少し変動がありました
ので、次のように訂正いたします。

(婦人労働課資料係)

○亮春婦の転落原因と更生の問題
— 婦人関係資料シリーズ
調査資料 No. 2
—
○協同活動についての調査
No. 1

No. 26

婦人と年少者

六十二号

発行所 婦人少年協会

平協會

東京一〇七九一四

一〇七九一四

労働組
婦人の
ペー
ジ

○全電通第十四回全國婦人代表者會議——概況——

會議は七月十日午前十時より十一日午後五時まで、群馬県伊香保會館において、全国の代表八十一名（内男子八名）と多数のオブザーバーをまじえて次のスローガンのもとに開催されました。

・話しあい活動をさらにつよめ、みんな
で行動をおこそう。・全国の職場で九時
拂りを完全に実施させよう。・安心して
働ける職場をつくるために、託児所、授
乳室設置のたたかいをさらにつよめよ
う。・合理化から婦人を守り、さらによ
りよい労働条件をかちとるために既得権
を完全に守っていこう。

開会あいさつ、議長、副議長選出等に
ひきつづき一年の活動をかえりみて経緯
が発表され、ついで中央情勢、婦対活動
の経過報告のおと、質疑をかわし、議事
にはいりました。

一九五八年度婦人対策活動のすゝめ方について、中央執行委員から「私たちのまわりの情勢とおかれています立場」——合理化、労働強化、婦人の職場縮小、その他の提案説明があり、次の項目にわたって討議にはいりました。

「私たちの活動をふりかえって」
みんなで行動をすすめるための話しあい活動は前進したでしょうか。
私たちは活動目標をどれだけ消化した

せしう

「私たちの活動は、この前進を促さな

・労働条件をよくするための実情をつま
あげる。・託児所の拡充と増設をかも
とるための活動をすすめる。・みんな
がとどわりなく話しあえる状態を職場
のなかにつくる。・誰もが自分で考
え、意見をだし、みんなで行動するこ

とを習慣として身につけていくために、話しあい活動をさらに促すのである。

・各級機関の活動の重点をきめ、全国的に婦人対策活動のムラをなくする。

討議の事で主に問題となった点は次のことです。

1、退職について勧誘に乗せられずに職場を守ること。

3、既婚者の問題について——職場を自
らせましくないこと、上司に理解を求
める話しあい活動を活発にする。

4、異分塊の際にも産前産後の休業を

適用するように。

5、話しあい活動は部門的には成功して
いるが全体にはまだ発展していない。

6、話しあい活動は婦人委員・職場委員
を設けて人間関係をうまく運ぶように
する（役員の質の向上を意味する）。

7、女子と男子との間等横の連絡を強め
なければならぬ。

8、労働協約の周知をはかる。

9、九時帰りを実施するためには、服務

内容、団交内容をよく知ると

11、特別社員（臨時）の問題を把握して

○全機同盟第十三回定期大会

七月二十八日から三十一日まで大阪府立大手前会館において、代議員四三四名（内女子一五名）、傍聴者約五〇〇名（内

「一名」が参加してひらかれました。
 女子約五〇名、本部役員四五名、内女子
 大会は本況機短下における一年間の本
 部一般活動報告の承認をはじめとして、
 ①同盟の基本的理念をききらかに、行
 動の指針をしめした行動綱領をはじめ、
 ②向う一年間の活動目標を具体的にうち
 だした一九五八年度活動方針、③同予

算 ④規約ならびに諸規定改正 ⑤資金
闘争 ⑥選挙闘争 ⑦全職会館建設 ⑧
組織不況対策決議などの重要諸議案を審
議可決しました。

主に問題となったのは次の点です。

機進關係全般の不況による換短対策
 について全機同盟中央執行委員会でき
 めた三原則が事実無視されている点。
 (注) 三原則①②首切り——希望退職
 をなくむ——絶対反対③休業中の賃金
 の全額保障④ひもつき離職絶た反対
 ⑤加盟組合中の大企業と中小企業の賃
 金差や連けいによる闘争の困難な点。
 ⑥原水爆禁止運動に全機として参加す
 べきかという点。

4. 婦人の勤続年数をたかめる運動と賃

金策策との関連及び希望退職(半強制)との関連

職促進) 反対闘争の方法について。

- 6、役員・の彈劾規定の可否に関する点
- 7、青婦部を専門部として設置する問題
- 8、組合の全機加盟のために要する会費の値上げについて。

なお、操短に対する女子代議員の發言の二、三をひろつてみましよう。

本部一般報告に對して――

操短対策として全議の三原則がきめられたが、事實上よろめいているのではない。浜松での中央委員会でも論議され、承認されたはずである。全議新聞でも最近は何たなき問題を大きくとりあげてい

るが、すでに行われたことである。倉紡での希望退職募集を認めたことは三原則に抵触しないのか、やむをえざる事情とは何を指すのか、また同盟は婦人の勤続年数をたかめるという運動を提唱してき

ているが、今はそれどころかどう防ぐかが切実である。婦人は不況になるとしわざを真先にうけるが、三原則は最低の防波堤である。このように生活と権利を守る三原則を守られない原因は何か。

岡田なきは昭和二十七年の操短から行われで来たもので、常和この犠牲は女子がこうむってきた。同盟として職場の实態を把握し、かけ声だけでなく組合員を結集した真のたたかいを考えてほしい。

伏見 猛弥著

頭のよい子 性格のよい子

増訂版

B6判280頁
価 230円
(千24円)

《どうしたらそういう子供に育てられるか》

☆新しい育児のための両親読本☆

「週刊朝日」評

頭もよく性格もよい子を育てたいというのはあらゆる親の念願であるが、親がそのようなことを気にする頃には、すでに子供の才能や性格がほぼ決つていると聞いたら、驚く人が多いであろう。生まれた時から環境と教育の方法に万全の方途を講じなければ、そういう子供は育てられない。人間をつくる仕事に生涯をかけている親達が悔いのないよう、手引として書かれたのが本書である。

教育学に医学と心理学を加え、実際の体験を加味し、実証的に、極めて平易に才能と性格の教育に関する問題を述べた本書は、今日親たちが直面しているたくさんの疑問に答えるだけでなく、新しい指導方針を与えるであろう。ここに書いてあることを家庭で実行するよう、親たちの一層の努力を希望する。

お茶の水
大学教授

平井信義氏評

思い切った意図の本が出たと思う。子供の心身の発達に、素質に負

っているか環境かは、古くから子供の養育・教育上の主題であるがそれを特に才能教育で取上げた点、従来はともすれば断念しがちであった。

この問題は極めて難しい。我々は日頃考えながらも、仲々まとまった結論を持つことの出来ぬ問題である。それ故に、この本を読みながら、私は実に様々なアイディアを持つことができて、有難く思っている。子供の教育に関係ある方々は、考える材料を示してくれる本として、是非読まれるがよい。その他、この本には、性格の問題、思春期の問題につき、非常に明快に書かれている。

高島巖氏評

この本の特徴は、子供取扱の問題を、医学と心理学と教育学の三点から、総合して説明している点にある。いわば一つの音階線上に三つの音階をのせて、これを適当にハ・モ・ソ・ニ・ミさせている点だ。現在までの方法は、おおむね、医者はからだの問題だけ心理学者は心の問題だけを、教育者は教育技術の問題だけを、バラバラに子供にむすびつけて説いてきた。この著者は、これを総合することを試み、これに成功した。用語も平易で美しい。

東京銀座西一ノ三
振替東京三三六番

実業之日本社

婦人と年少者

(第六巻 第十号)

定価五〇円 (送料四円)

昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可
(毎月一回五日発行)
昭和三十三年十月五日発行